

社会保障審議会児童部会
ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会
(第3回)

平成25年6月25日(火)
15:00~17:00
省議室(9階)

議事次第

○議事

1. 開会
2. 議題

ひとり親家庭への支援施策の在り方について
(委員からのプレゼンテーション等)

3. 閉会

〔配布資料〕

- 資料1 海野委員提出資料
- 資料2 大塩委員提出資料
- 資料3 中田委員提出資料
- 資料4 前回までの指摘事項等について

ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会

◆ ひとり親家庭等への支援の取組状況と課題 ◆

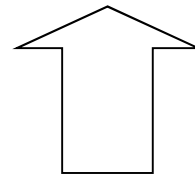


一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会

平成25年6月25日（火）

全国都道府県・政令指定都市・中核市母子寡婦福祉団体 56団体

東北・北海道地区：北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・札幌市
関東地区：茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・
長野県・静岡県・横浜市・川崎市・静岡市
中部地区：富山県・石川県・福井県・岐阜県・愛知県・三重県
近畿地区：滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・京都市・大阪市・堺市・
神戸市
中国・四国地区：鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・広島市
九州地区：福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・北九州市・
長崎市



各市町村母子寡婦福祉会

各団体における支援事業の取組状況

実施事業等

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター 42団体
- ・ 母子家庭等就業支援講習会 38団体
- ・ 母子家庭等日常生活支援事業 37団体
- ・ 自立支援プログラム策定事業 22団体
- ・ 在宅就業支援事業 6団体
- ・ その他

養育費等法律相談・清掃事業（雇用促進・就労対策）・ホーム
フレンド事業等

（平成24年12月現在）

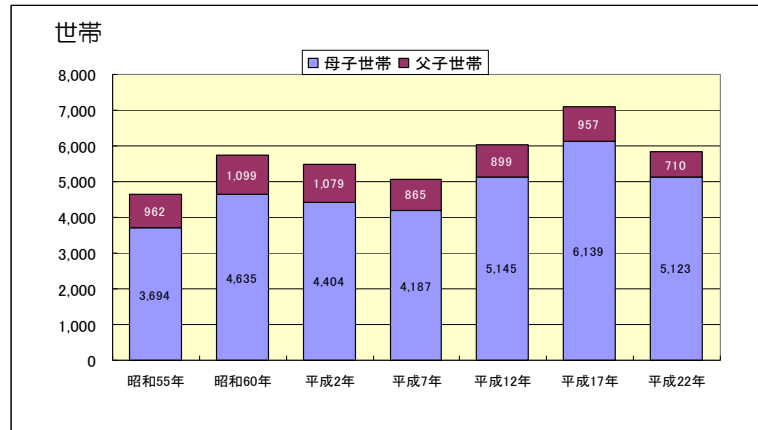
※平成15年より地域組織の多くは母子家庭の母の就業による自立促進を図るため、
地方自治体より就業等・自立支援センター事業を受託し、地方自治体・ハローワ
ーク等と連携し就業自立に向け積極的な支援を開始。

川崎市のひとり親家庭等について

1. ひとり親家庭等の世帯数の推移

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
母子世帯	3,694	4,635	4,404	4,187	5,145	6,139	5,123
父子世帯	962	1,099	1,079	865	899	957	710
合計	4,656	5,734	5,483	5,052	6,044	7,096	5,833

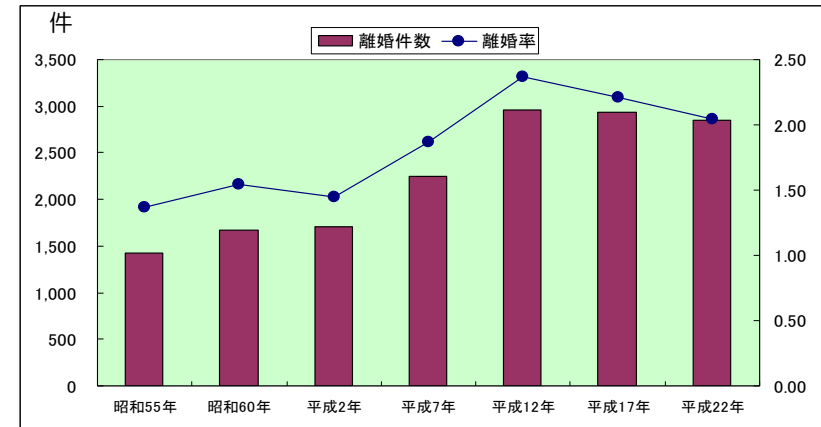
(国勢調査)



2. 離婚件数と離婚率の推移

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
離婚件数	1,429	1,675	1,701	2,247	2,959	2,935	2,851
離婚率	1.37	1.54	1.45	1.87	2.37	2.21	2.04

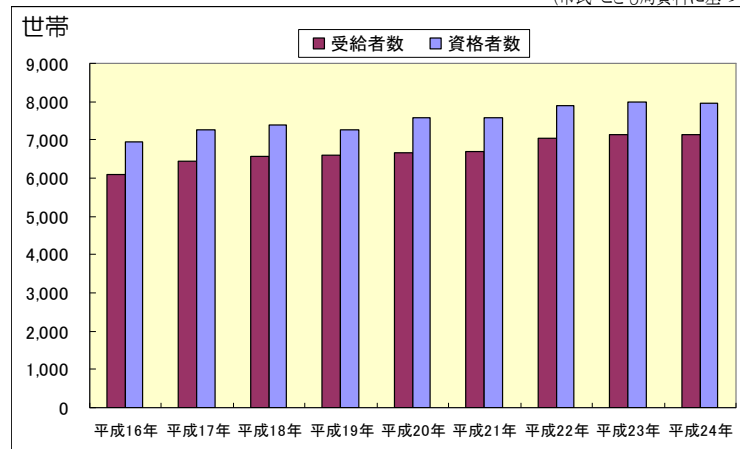
(厚生労働省・人口動態調査)



3. 児童扶養手当受給者数の推移

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
受給者数	6,082	6,427	6,562	6,614	6,658	6,685	7,042	7,146	7,140
資格者数	6,939	7,271	7,403	7,253	7,587	7,584	7,885	7,994	7,970

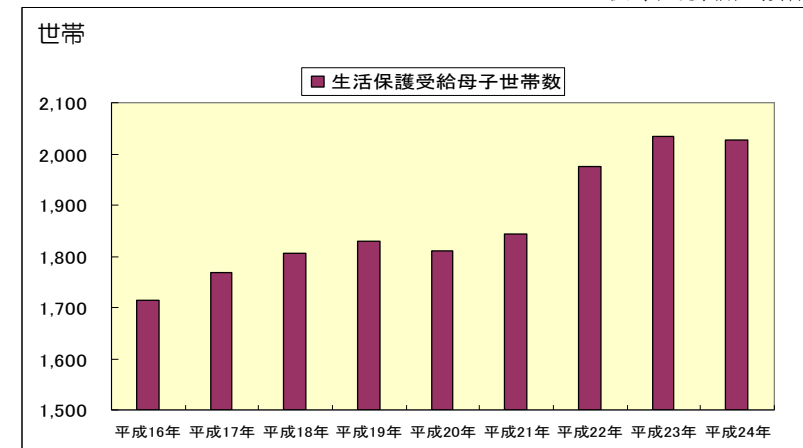
(市民・子ども局資料に基づく)



4. 生活保護受給母子世帯数の推移

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
生活保護受給母子世帯数	1,714	1,768	1,807	1,830	1,810	1,844	1,975	2,033	2,027

(川崎市・健康福祉局資料に基づく)

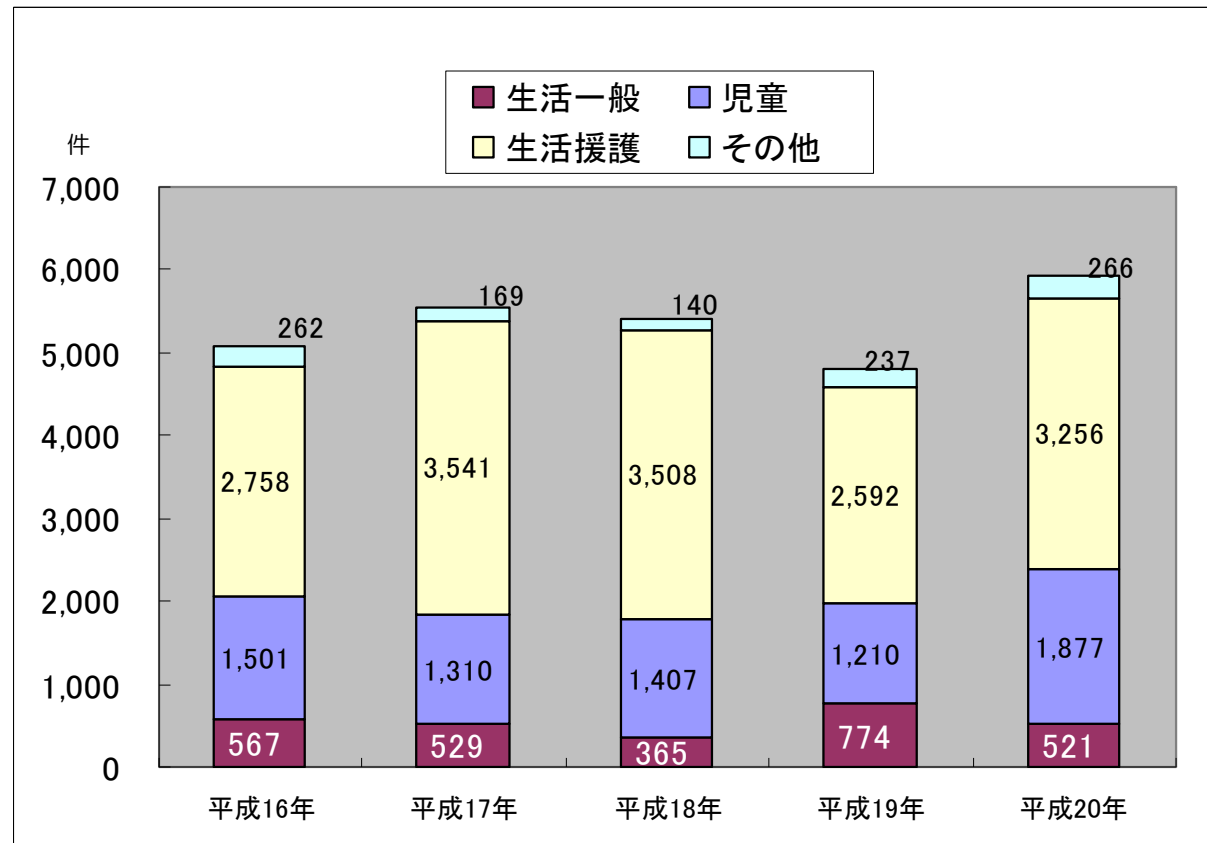


5. ひとり親家庭等相談件数の推移

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
相談件数	5,088	5,549	5,420	4,813	5,920
生活一般	567	529	365	774	521
児童	1,501	1,310	1,407	1,210	1,877
生活援護	2,758	3,541	3,508	2,592	3,256
その他	262	169	140	237	266

※平成23年度からは本統計をとっていない。

(市民・子ども局資料に基づく)



一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会の取組状況

川崎市母子寡婦福祉協議会会員組織のつくし会及び母子部並びに9地区の福祉会が連携し、活動を行っている。生活相談、就業相談、法律相談とともに、自立に向けたプログラム策定から技能習得向上のための研修、職業紹介まで、一体的・効率的な就業・自立支援事業を展開している。

【受託事業】

(1) 就業・自立支援センター事業

就業相談、就業支援講習会、就業情報提供、無料職業紹介等。

(2) 自立支援プログラム策定事業

母子家庭の母等本人の生活状況、就業への意欲、資格取得に対する取組等の状況を把握し、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、就業自立を図る。

(3) 日常生活支援事業

川崎市在住の母子家庭、寡婦、父子家庭を対象に一時的な事由により家事や育児ができないときに家庭生活支援員を派遣する。

(4) 相談事業

子育て・生活相談、日常生活支援依頼、養育費相談、法律相談等。

【自主事業】

(1) 地域間交流促進事業

地域の母子及び寡婦が抱える問題を交流の場において話し合い、悩みを共有することにより相互の需要関係を確立し、生活に活力を与える。
母と子の絆を深めるための親子交流会、映画鑑賞会、バスレク等事業を実施。

(2) 教育講座事業

母子及び寡婦を対象にした書道教室等。

(3) 広報事業

当会及びサン・ライヴ、就業・自立支援センター、無料職業紹介所等を紹介する機関誌の発行。

(4) 研修事業

各種研修会等の実施。

(5) 子育て支援事業

日曜日保育事業の実施等

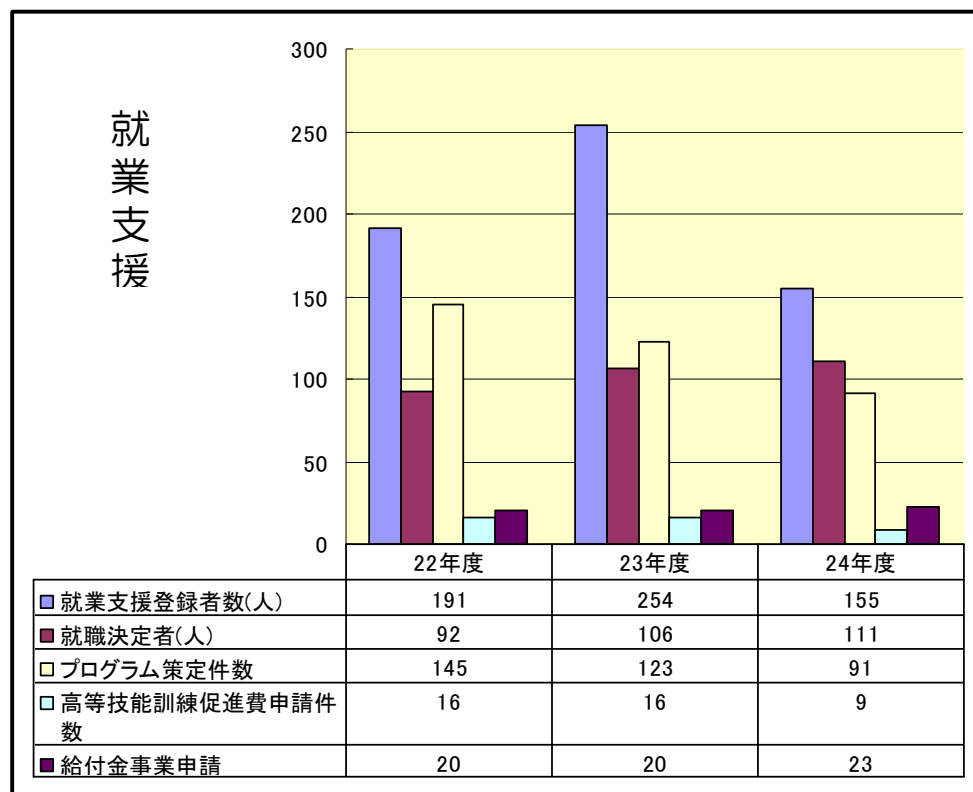
★ 母子家庭等が地域において孤立することのないよう、きめ細かな支援活動を積極的に推進している。

§ 事業実施状況 §

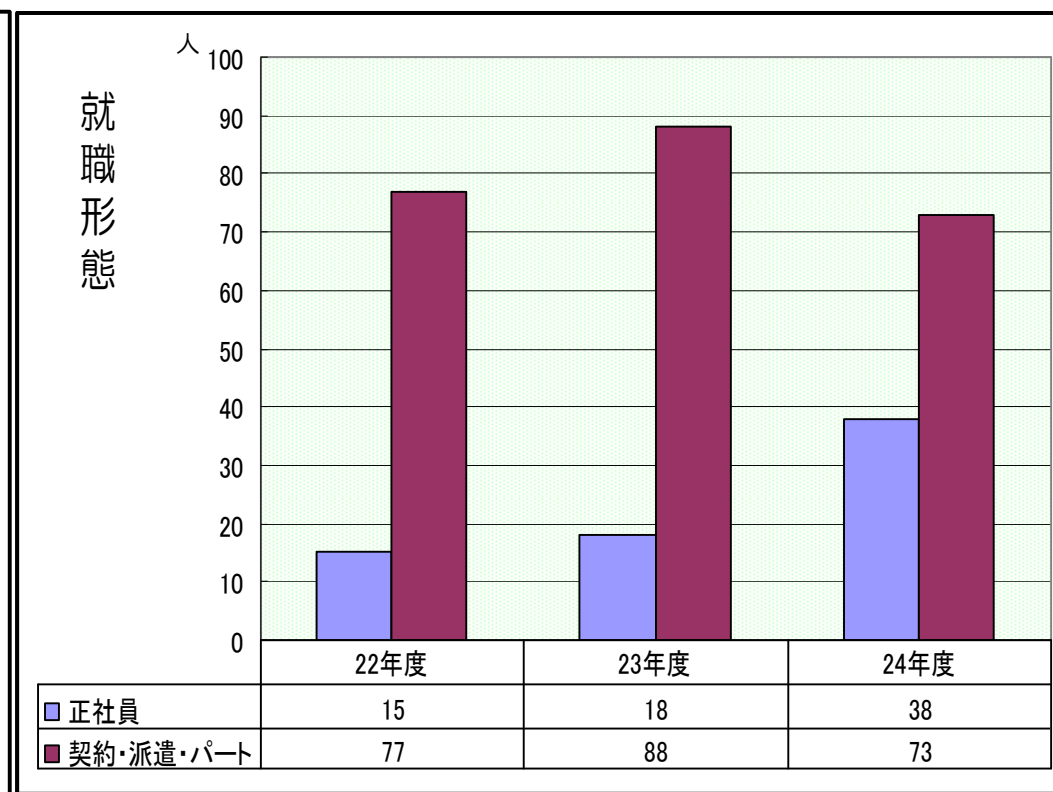
母子家庭等就業・自立支援センター利用状況

(川崎市母子寡婦福祉協議会)

《就業支援》



※毎年度約100名の就職者が決定。

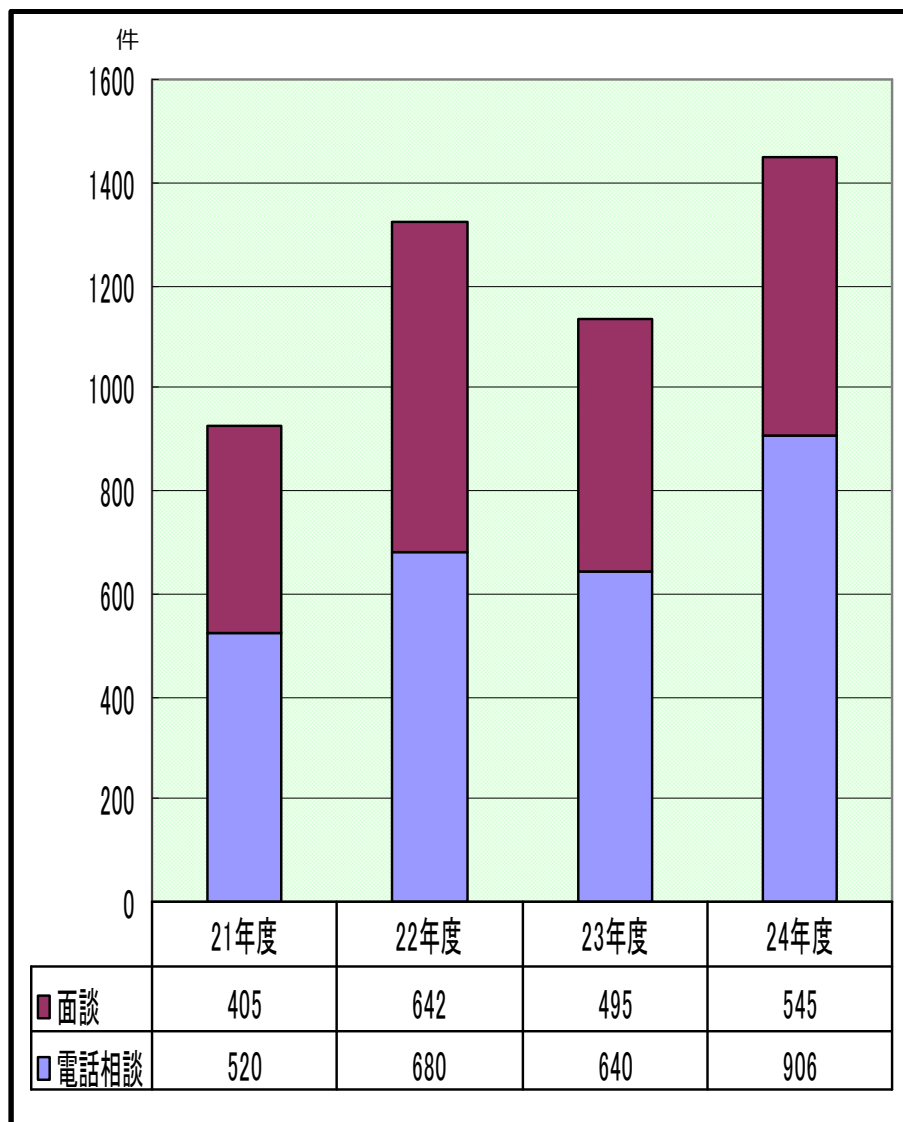


※就職者の70%以上が正社員以外。

§ 事業実施状況 §

母子家庭等就業・自立支援センター利用状況（川崎市母子寡婦福祉協議会）

就業相談



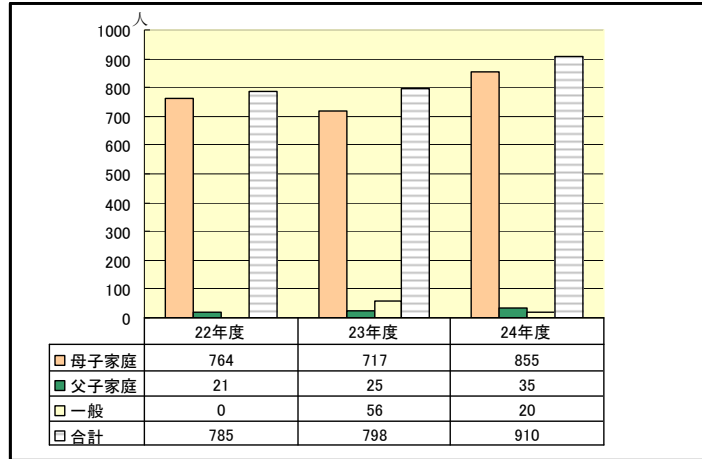
就職支援講習会・受講者の就職状況	22年度	23年度	24年度
1. パソコン入門	41	55	64
就職者	8	17	21
2. パソコンワード・エクセル	80	128	96
就職者	11	29	31
3. 簿記3級検定取得	30	20	30
就職者	3	2	18
4. 弥生会計ソフト	16	16	16
就職者	4	0	9
5. 就職支援セミナー		18	11
就職者		2	1
6. 自立支援給付金事業説明会	27	10	27
就職者	5	3	5
7. 高等技能訓練促進費事業説明会	33	24	17
就職者	1	4	5
8. パソコン検定準2・3級資格取得		32	24
就職者		7	9
9. その他	19	0	16
就職者	2	0	4
受講者総数(延人数)	246	303	301
就職者(延人数)	34	64	103

§ 事業実施状況 §

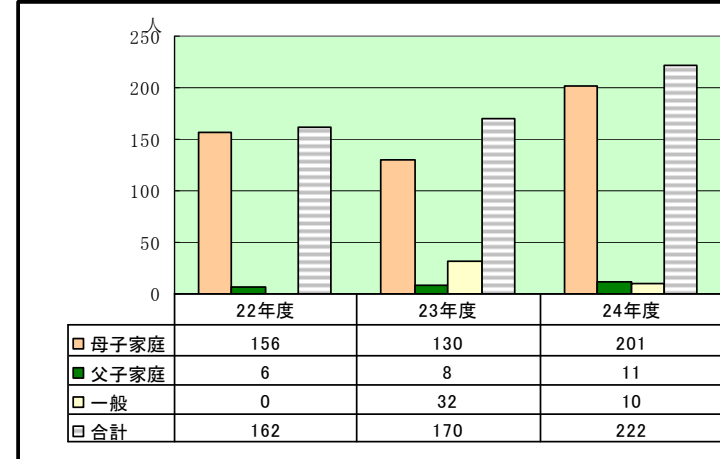
ひとり親家庭等相談支援事業利用状況

(川崎市母子寡婦福祉協議会)

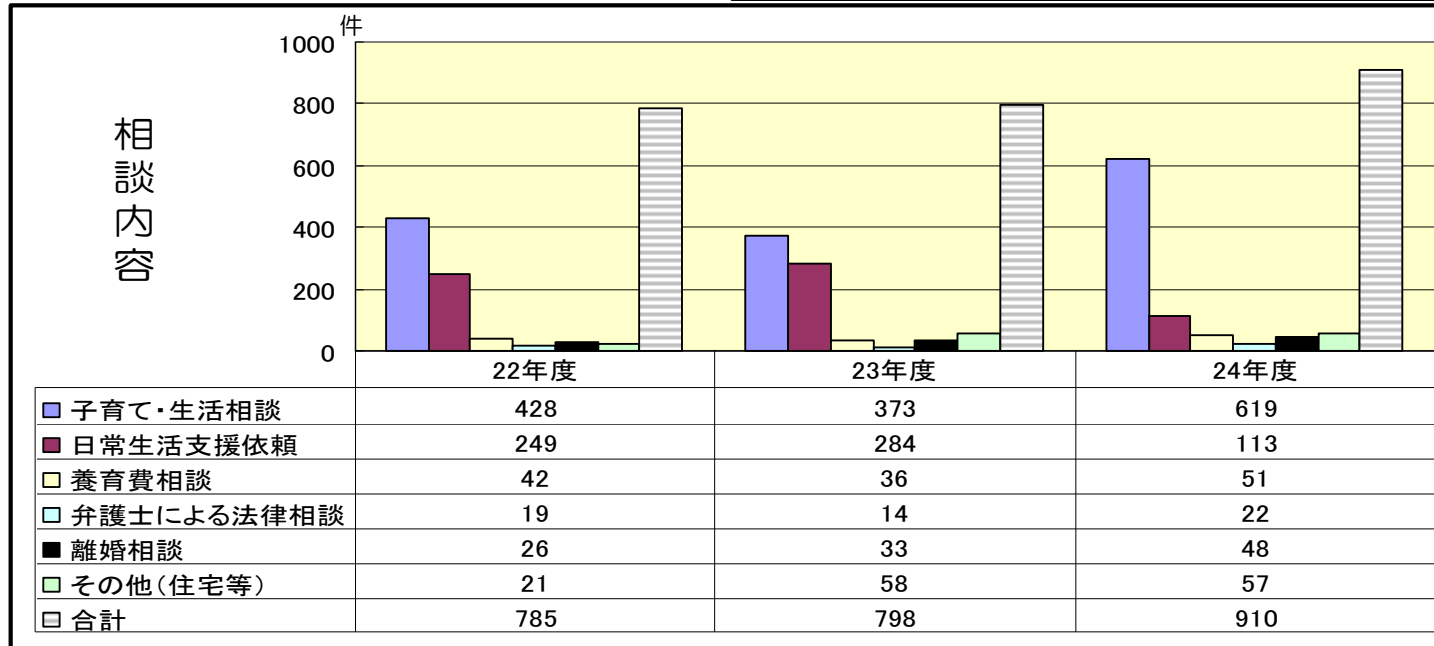
相談件数



利用人数



相談内容

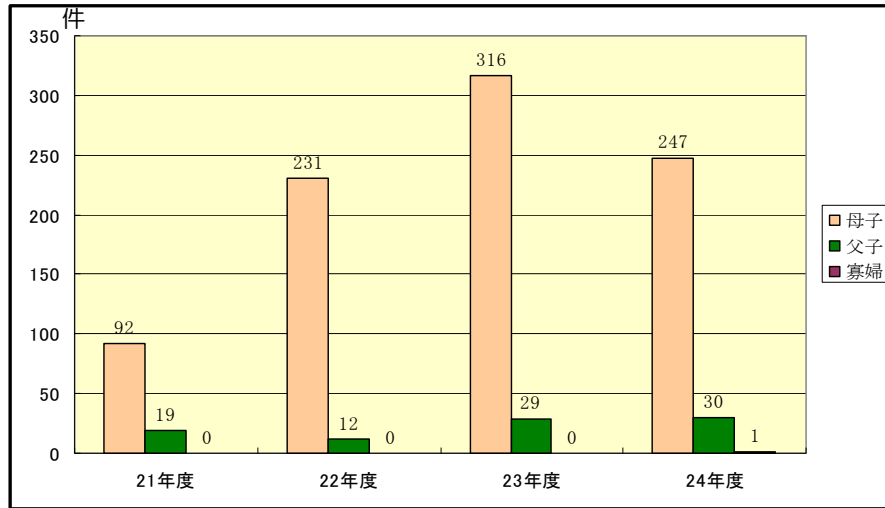


§ 事業実施状況 §

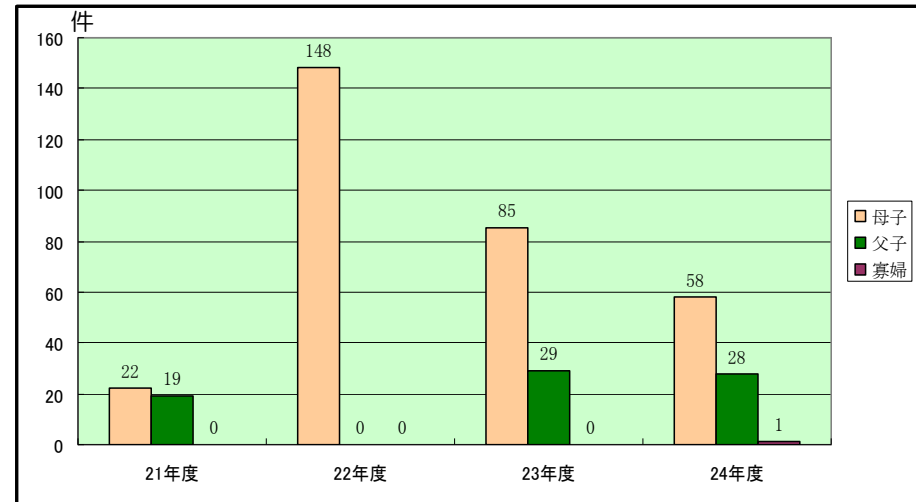
日常生活支援事業利用状況

(川崎市母子寡婦福祉協議会)

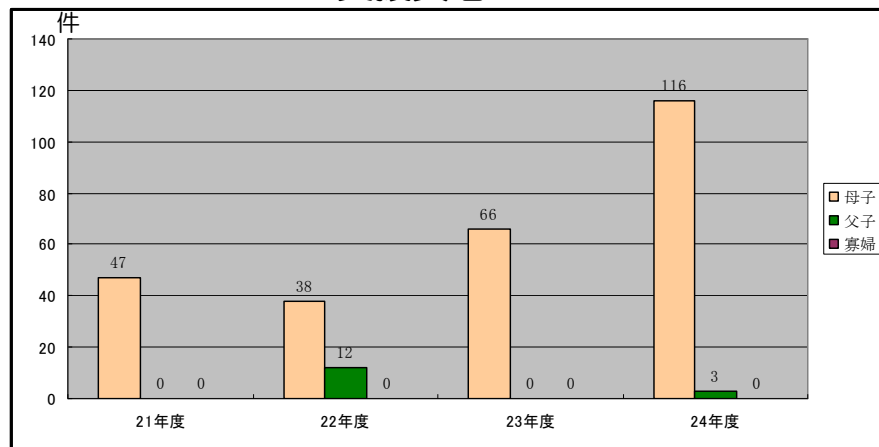
派遣件数



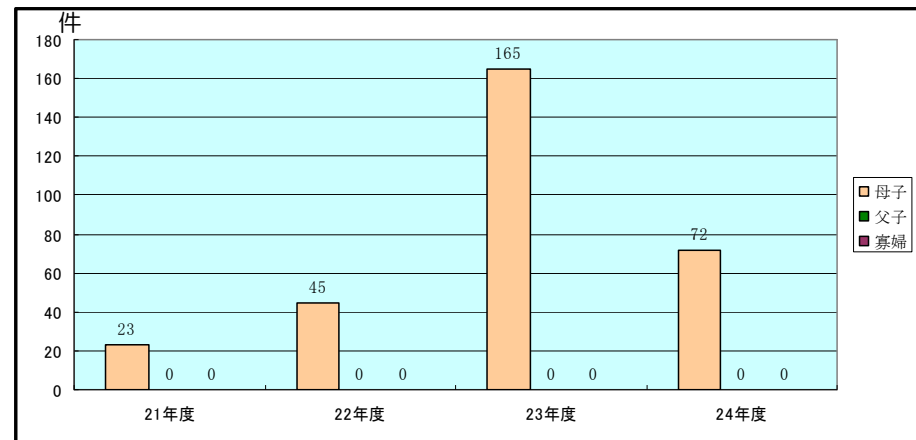
利用者宅



支援員宅



母子福祉センター保育室

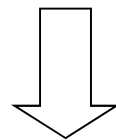


※利用件数は増加傾向にあり、特に支援員宅への派遣が増えている。

＝ 母子福祉団体による支援の課題 ＝

《 新しい事業の創設について 》

- 地方自治体におけるひとり親家庭等雇用促進事業
地方自治体におけるひとり親家庭等の雇用促進を図る目的で、
国がひとり親家庭等の雇用指針を示し、各自治体が指針に沿って雇用計画を策定。



無料職業紹介事業受託団体は当事業を利用し、自治体の雇用計画に沿って仲介・斡旋を行う。
無料職業紹介所の活性化。

- ファミリーサポートセンター事業

日常生活支援事業では対象外の、恒常的に夜間勤務や休日出勤を行うひとり親家庭等の保育支援を目的とする、ファミリーサポートセンターと同様の形態の事業創設。

- 学習支援事業

貧困の連鎖を断ち切るためにも、平等な教育機会が与えられるよう、ひとり親家庭等の児童への学習支援の強化。

学習支援は、市町村レベルあるいは民間レベルで実施推進されやすいのではないかと考える。

- 子育て総合支援モデル事業(児童家庭包括支援センター)

親（就労者）と子どもを同じセンターで支援することにより、子育て世帯の総合支援を図る。

◇ ひとり親家庭等への今後の支援について ◇

- ◆ ひとり親家庭等の経済的安定、並びに将来の生活安定のためには自立が必要。
- ◆ 正規雇用促進策の拡充。
- ◆ 就労自立に向け優先雇用の充実等、安定就労できる支援体制の確立。

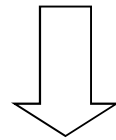
◇課題◇

1 環境整備

ひとり家庭等に限らず子育て支援全体を通し、雇用促進を図るためには企業が育児中の女性の受け入れに関し、育児者を理解する知識者が不在であると思われる。企業に育児者を理解する仕組みを整備することが必要と考える。

2 支援施策情報の周知

- ひとり親家庭となったときの届け時に、自治体から支援情報を取得するが、仕事と家事・子育てをしながらの相談となり、具体的な相談をする余裕がなく窓口での個別支援に差が生じている。



- インターネット、メルマガ、携帯メールなど双方向通信により支援する仕組みの構築。
- 平日就業（8時～17時）が多いことから、窓口相談時間延長を検討。
- 福祉リーフレットは簡潔で平易な言葉を使用するわかりやすいものに。

3 就業支援

- いかなる雇用情勢においても子育て世帯が安定した就労ができる環境の整備と、社会全体の理解と支援が必要。
- 企業内保育所の推進。企業に保育施設運営費（保育士雇用助成）を助成し、就業促進を図る。

4 子育て生活支援

• 学習支援

ひとり親家庭等の子どもは、生活を支えるために中卒あるいは高卒で就職し、勉強したくても大学進学等を諦めざるを得ないケースが多く、親の所得格差が子どもの教育格差に直結しているのが現状。学習支援策の拡充を。

- 子どもが学習に向かうことで他人との接遇が生まれ、親は活力を養う機会が得られる。

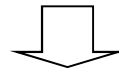
5 養育費確保支援

- ・ 養育費の履行確保に向け、養育費の支払いに対し法的義務を課すことのできる制度の制定。養育費の徴収・交付を国及び自治体で行う。

6 経済的支援

(1) 児童扶養手当制度

- ・ 児童扶養手当の受給対象からはずれると、母子医療助成、就学援助等付随する制度が全て適応がなくなり、経済的負担が増大し、生活に不安が生じる。



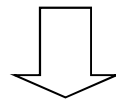
- ・ 就業収入で自立した生活ができるようになるまでの段階的支援策の検討。
- ・ 他の福祉制度にも共通するが、受給世帯でなくなったときの費用を試算し、その費用負担が解消できる就業収入に達するまで受けることができる制度の確立。
- ・ ひとり親家庭等は児童扶養手当に頼らず、就労により得た収入で安定・安心して生活を送ることを望んでいる。

(2) 母子寡婦貸付金制度

- すべての子育て世帯に共通することであるが、大学等進学において、希望する大学等の進学資金が、現行の修学資金貸付金で不足する場合、他の福祉貸付金との併用利用を可能とする。

- 離婚直後の経済的支援

離婚直後の支援において、母子生活支援施設・DVシェルターでは対応が困難であり、また、他の福祉貸付金の住宅入居資金は諸条件により住宅資金の貸し付けが受けられない。

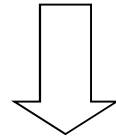


児童扶養手当・児童手当等支給までの生活・住宅借用の資金のつなぎ資金の創設。

7 寡婦への支援

少子高齢化等社会情勢の変化による諸問題

- 子どもの進学のための奨学金等償還により経済的基盤が悪化する。
- 年金の受取額が僅少、不安定就労による社会保険適用除外による。



- 寡婦は地域社会において若いひとり親家庭の精神的な支えとなる存在となっている。寡婦が経済的に疲弊することのない支援する仕組みが必要とされる。



資料2

大塩委員提出資料

第3回ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会

母子生活支援施設における 支援について

平成25年6月25日

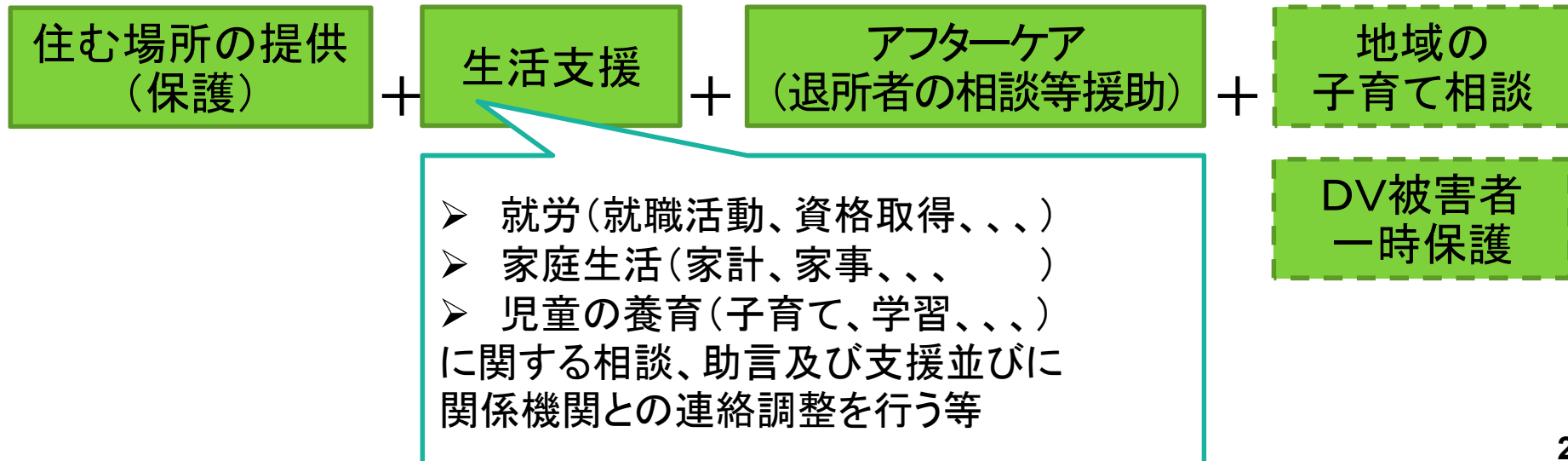
全国母子生活支援施設協議会

会長 大塩 孝江

1. はじめに

＜児童福祉法第38条＞
母子生活支援施設は、
配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及び
その者の監護すべき児童を入所させて、
これらの者を保護するとともに、
これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、
あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと
を目的とする施設とする。

○母子寮から母子生活支援施設へ(平成9年 児童福祉法改正 等)



1. はじめに

○母子生活支援施設の特徴

～母と子が共に生活しながら支援を受けることができる
唯一の児童福祉施設

- ・施設利用の入り口は福祉事務所
- ・利用申込み、利用料
- ・広域入所

・**「児童福祉」施設→子どもの最善の利益のために**

・**母親と子どもがともに入所→親子関係の調整、再構築等**

※子ども＝18歳未満、必要がある場合には満20歳まで

2. 母子生活支援施設の概要

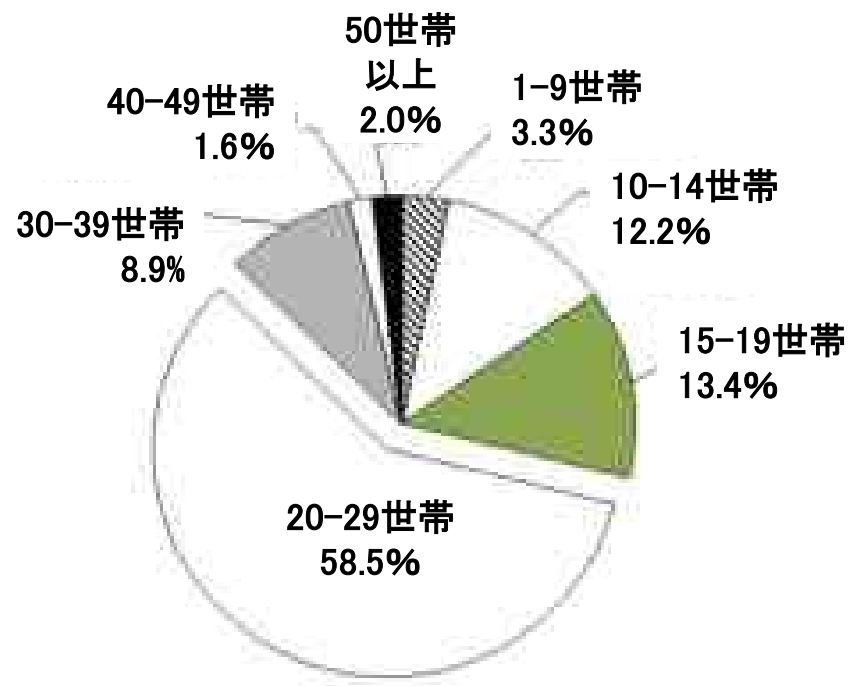
(1) 施設数、定員世帯数

	平成23年度	平成24年度
施設総数	266施設	266施設
稼働施設数	258施設	255施設
認可定員世帯数合計	5236世帯	5181世帯
1施設当たりの定員世帯数	20.3世帯	20.3世帯
実定員世帯数合計※	4578世帯	4492世帯
1施設当たりの実定員世帯数	17.7世帯	17.6世帯

※認可定員施設と暫定定員施設の世帯数合計

出典)平成23年度・24年度 全母協便覧/全母協

参考)認可定員規模

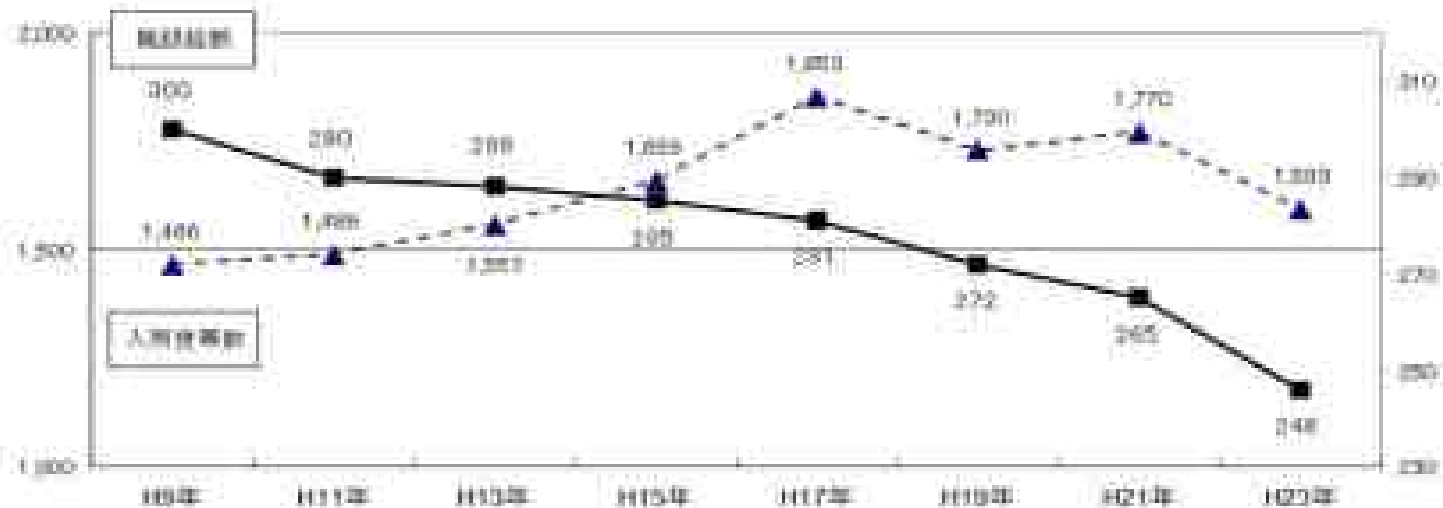


出典)平成24年度全国母子生活支援施設実態調査/全母協

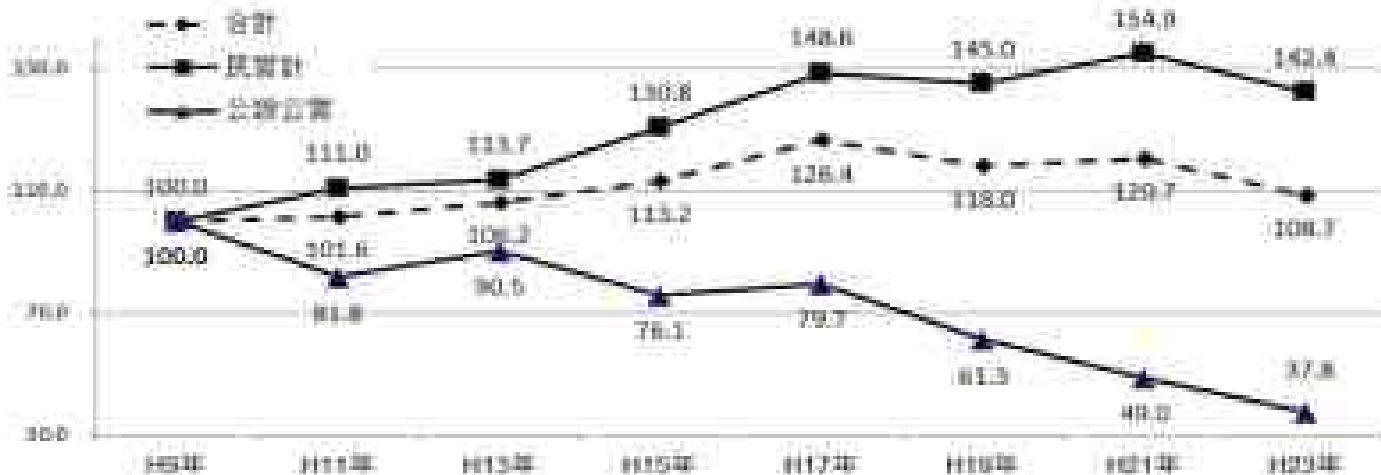
2. 母子生活支援施設の概要

(2) 施設数、入所世帯数

■入所世帯数と施設数の推移



■入所世帯数の推移(平成9年比率)



出典)平成24年度全国母子生活支援施設実態調査／全母協

2. 母子生活支援施設の概要

(3) 職員体制（配置基準）

■必ず配置する職員

職種	人数等
施設長	
母子支援員	～9世帯 1人以上 10世帯～19世帯 2人以上 20世帯～ 3人以上
嘱託医	
少年指導員	～19世帯 1人以上 20世帯～ 2人以上
調理員	

■加算等により配置できる職員

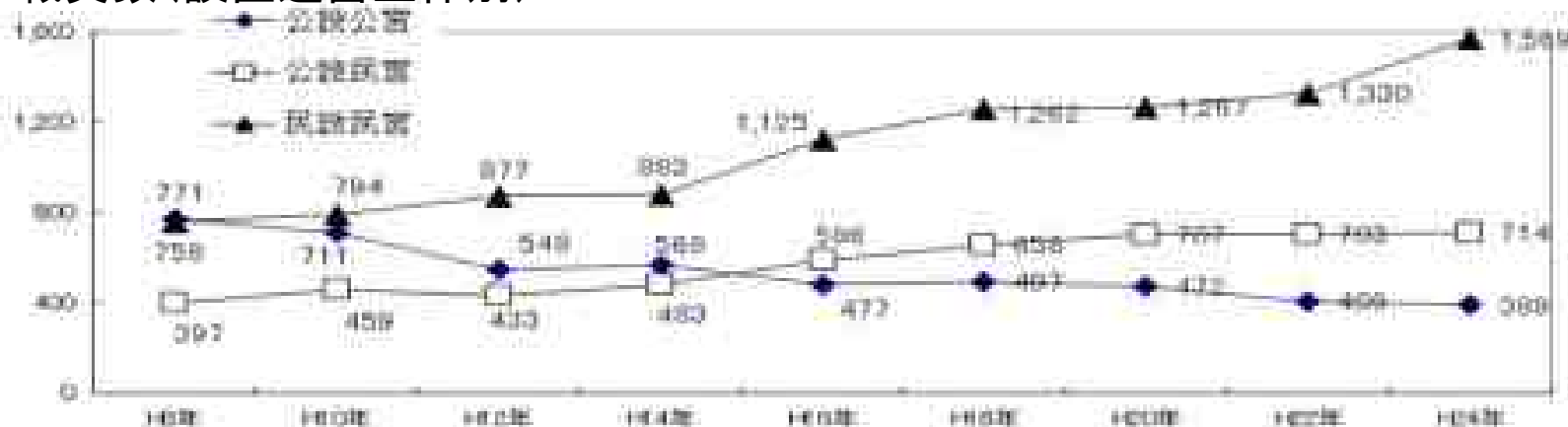
職種	人数等
保育士	保育所に準ずる設備を設けるとき、乳幼児30人に1人以上
心理療法担当職員	心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合
個別対応職員	配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う場合
退所後支援職員	アフターケア担当

2. 母子生活支援施設の概要

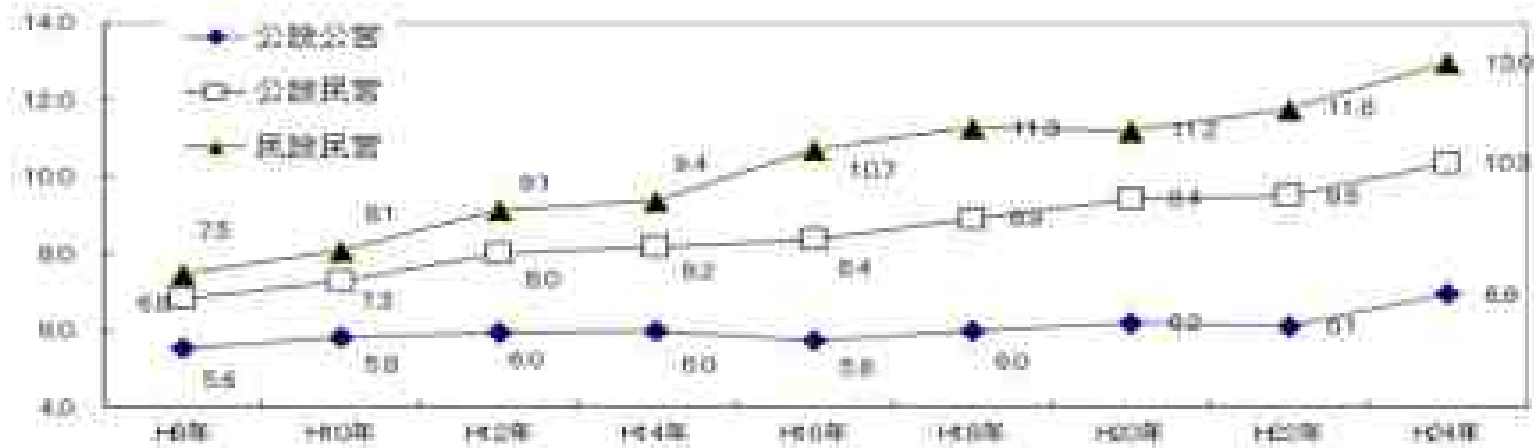
(4) 職員体制 (実数)

○平成24年度の職員総数は2,672人、1施設あたり平均職員数は10.9人(246施設)

■職員数(設置運営主体別)



■1施設あたりの平均職員数(設置運営主体別)



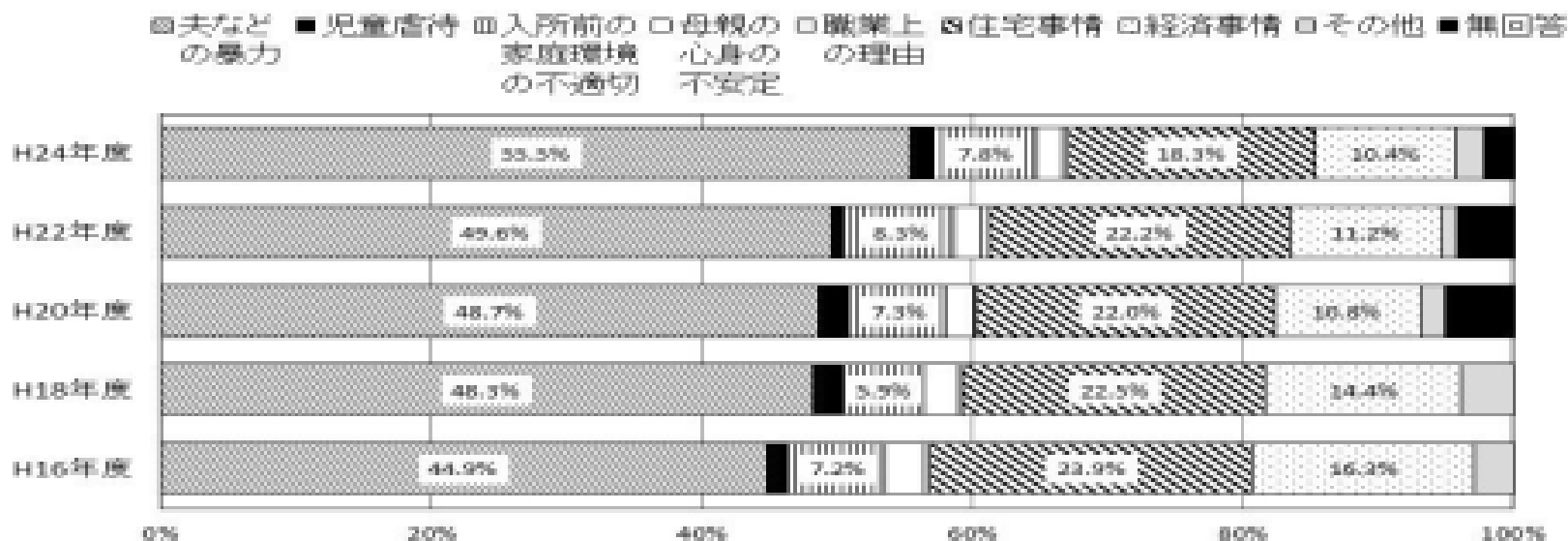
3. 母子生活支援施設の利用者の状況

(1) 新規入所世帯の入所理由

○新規入所世帯の入所理由は、「夫などの暴力」55.5% (884世帯)、「住宅事情」18.3% (292世帯)、「経済事情」10.4% (165世帯)など。

○「夫などの暴力」による入所が年々増加。一方「住宅事情」「経済事情」による入所は年々減少。

■ 新規入所世帯の入所理由(年次推移)



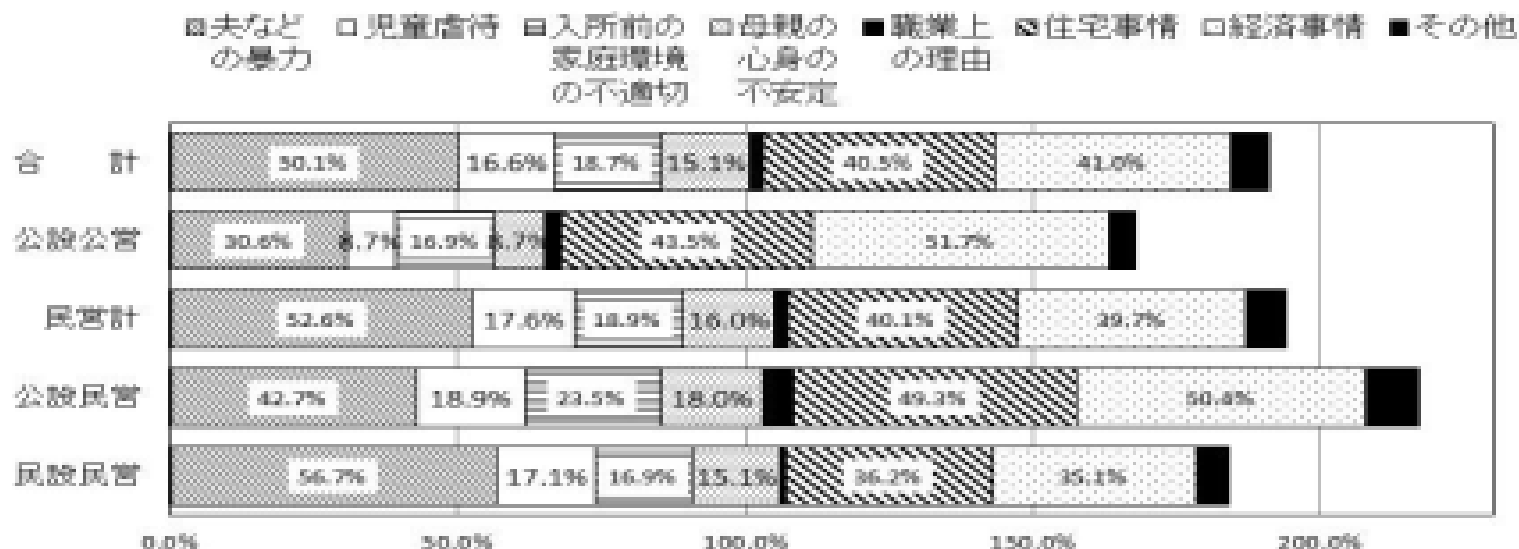
出典)平成24年度全国母子生活支援施設実態調査／全母協

3. 母子生活支援施設の利用者の状況

(2) 在所世帯の入所理由（複数回答）

○在所世帯の入所理由（複数回答）によると、「夫などの暴力」50.1%（1,810世帯）「経済事情」41.0%（1,482世帯）「住宅事情」40.5%（1,463世帯）が多い。
 一方「入所前の家庭的環境の不適切」18.7%（674世帯）、「児童虐待」16.6%（600世帯）、「母親の心身の不安定」15.1%（547世帯）等が一定数の数みられる。

■在所世帯の入所理由（複数回答） ※各年度4月1日現在

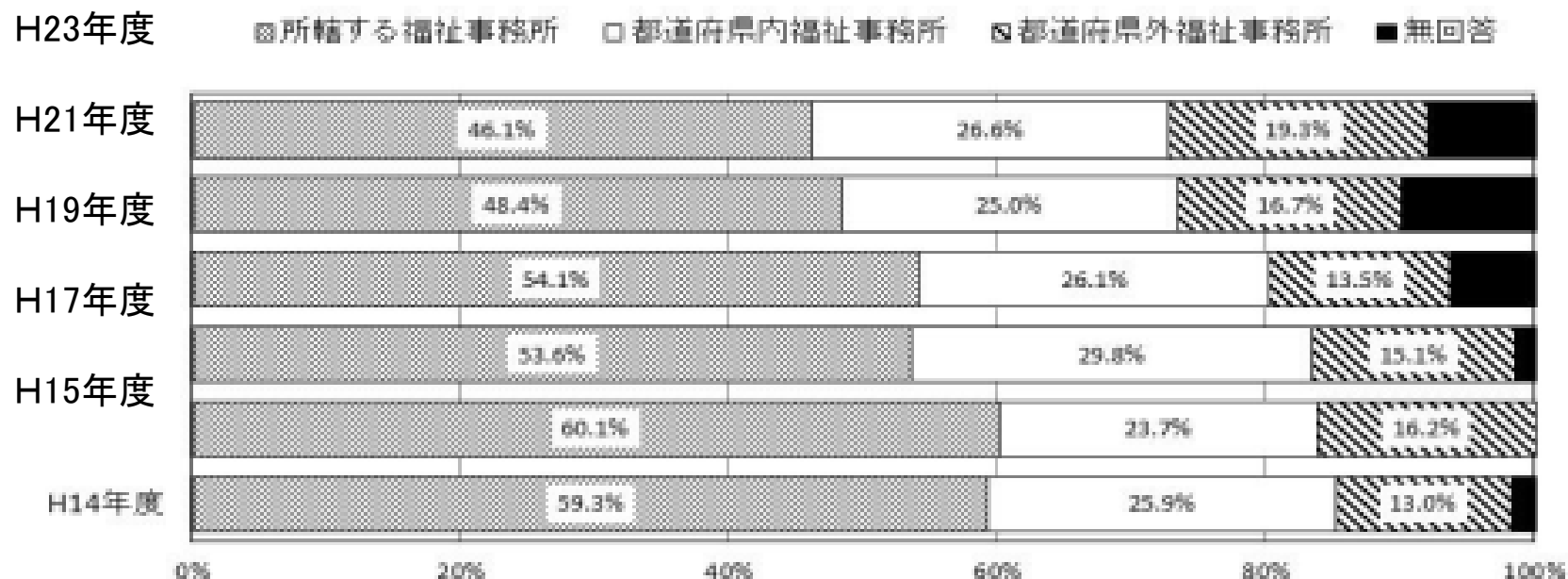


3. 母子生活支援施設の利用者の状況

(3) 広域利用の状況

○新規入所世帯の利用決定を行った福祉事務所は、当該母子生活支援施設と同地域の「所管する福祉事務所」が46.1%(735世帯)と最も多いが、「都道府県外福祉事務所」19.3%(307世帯)については、年々増加。

■新規入所世帯の担当福祉事務所 (世帯数)



出典)平成24年度全国母子生活支援施設実態調査／全母協

3. 母子生活支援施設の利用者の状況

(4) 児童虐待の状況

○児童虐待を受けた子どもの人数3,085人と、入所後に明らかに児童虐待が明らかにされた子どもの人数839人を合わせると3,924人(68.4%)にのぼる。

■児童虐待を受けた子どもの人数

■(入所前の)児童虐待が入所後に明らかにされた子どもの人数

	父親等	母親	両親	その他同居人	計
身体的虐待	583 77.9%	59 7.9%	52 7.0%	54 7.2%	748
性的虐待	43 71.7%	1 1.7%	1 1.7%	15 25.0%	60
ネグレクト	126 32.6%	170 43.9%	72 18.6%	19 4.9%	387
心理的虐待	1,602 84.8%	110 5.8%	82 4.3%	96 5.1%	1,890
計	2,354 76.3%	340 11.0%	207 6.7%	184 6.0%	3,085

	父親等	母親	両親	その他同居人	計
身体的虐待	75 36.1%	99 47.6%	28 13.5%	6 2.9%	208
性的虐待	13 56.5%	3 13.0%	0 0.0%	7 30.4%	23
ネグレクト	28 10.8%	203 78.4%	25 9.7%	3 1.2%	259
心理的虐待	152 43.6%	135 38.7%	37 10.6%	25 7.2%	349
計	268 31.9%	440 52.4%	90 10.7%	41 4.9%	839

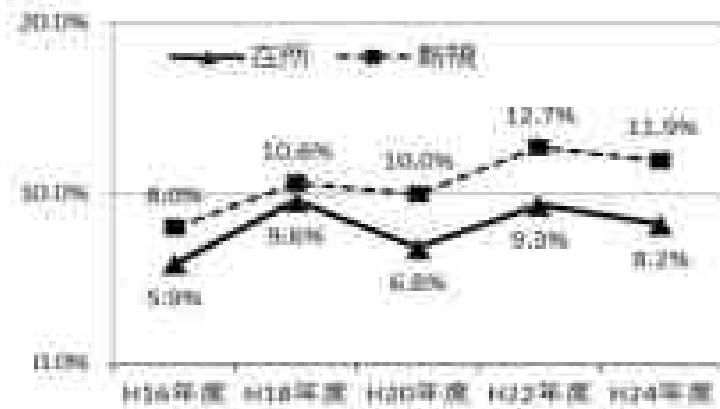
※DVのある世帯の子どもはすべて含む
 ※入所している子どもの数 総計 5,739人

3. 母子生活支援施設の利用者の状況

(5) 外国籍の母親の入所状況、入所理由

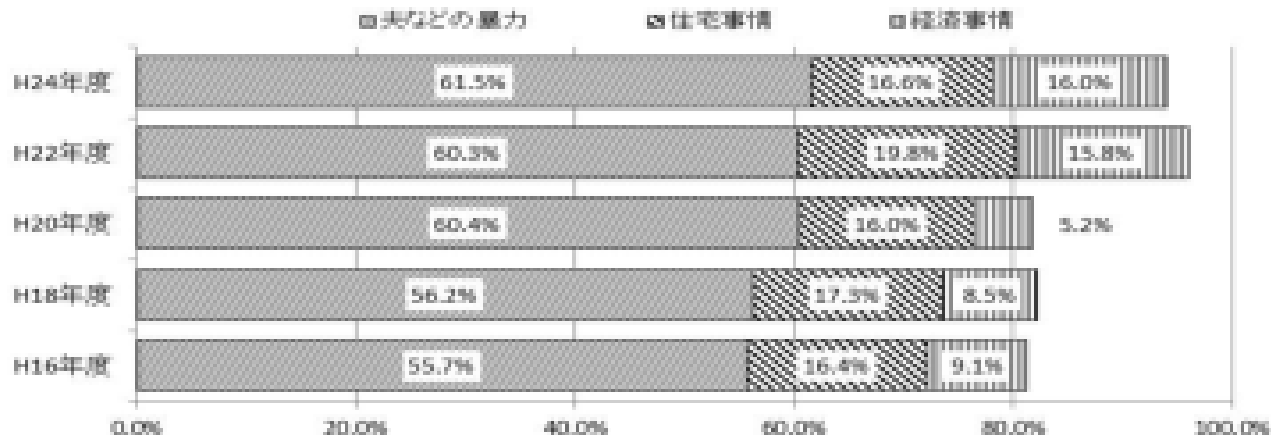
○外国籍の母親の新規入所は全体の11.9%(190世帯)、在所世帯数で見ると全体の8.2%(296世帯)。

■ 外国籍の母親の入所状況



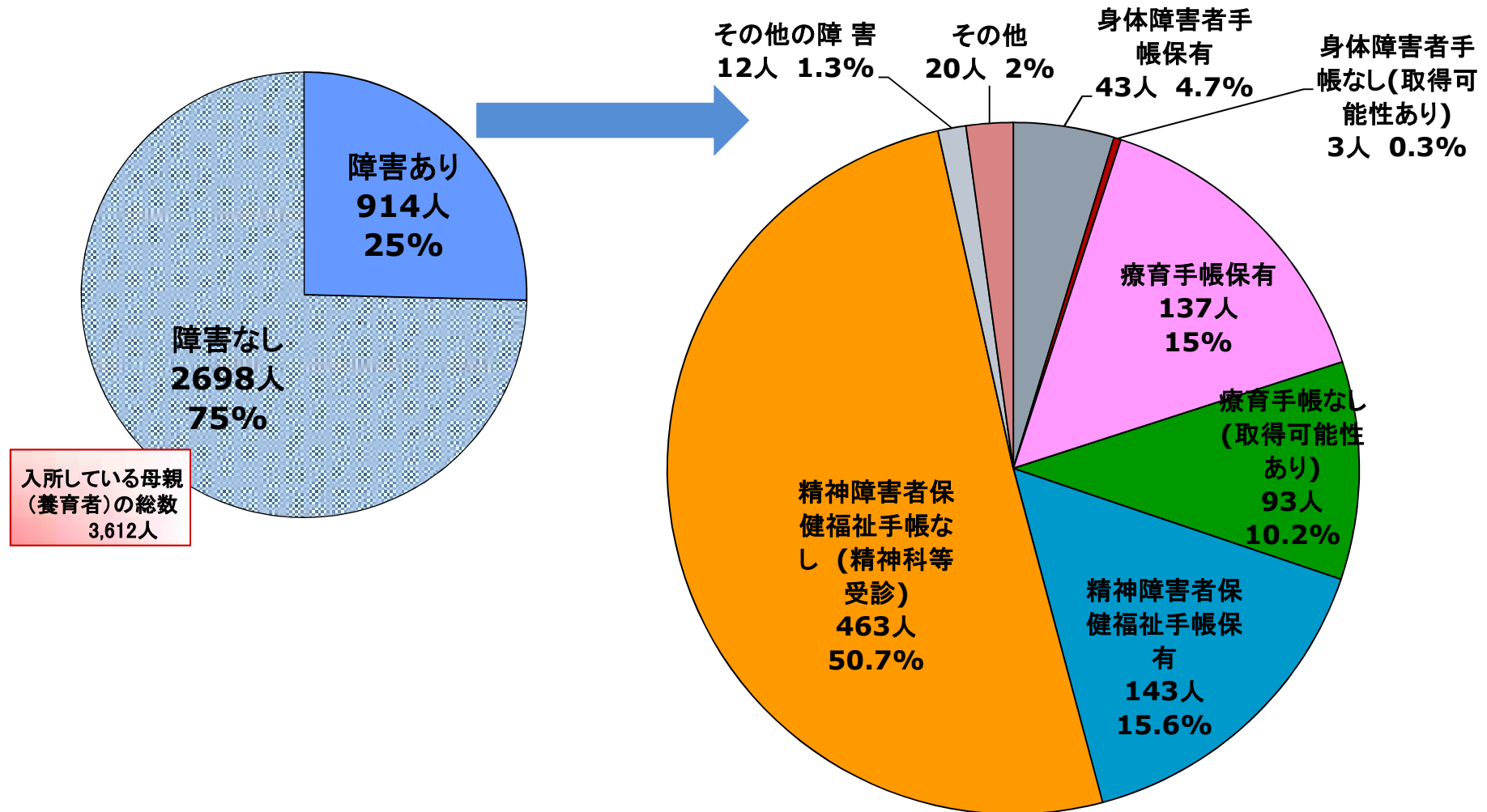
※在所＝4月1日時点の世帯数
新規＝各年度中新規入所世帯数

■ 外国籍の母親の入所理由(年次推移) ※各年度4月1日現在の在所世帯



3. 母子生活支援施設の利用者の状況

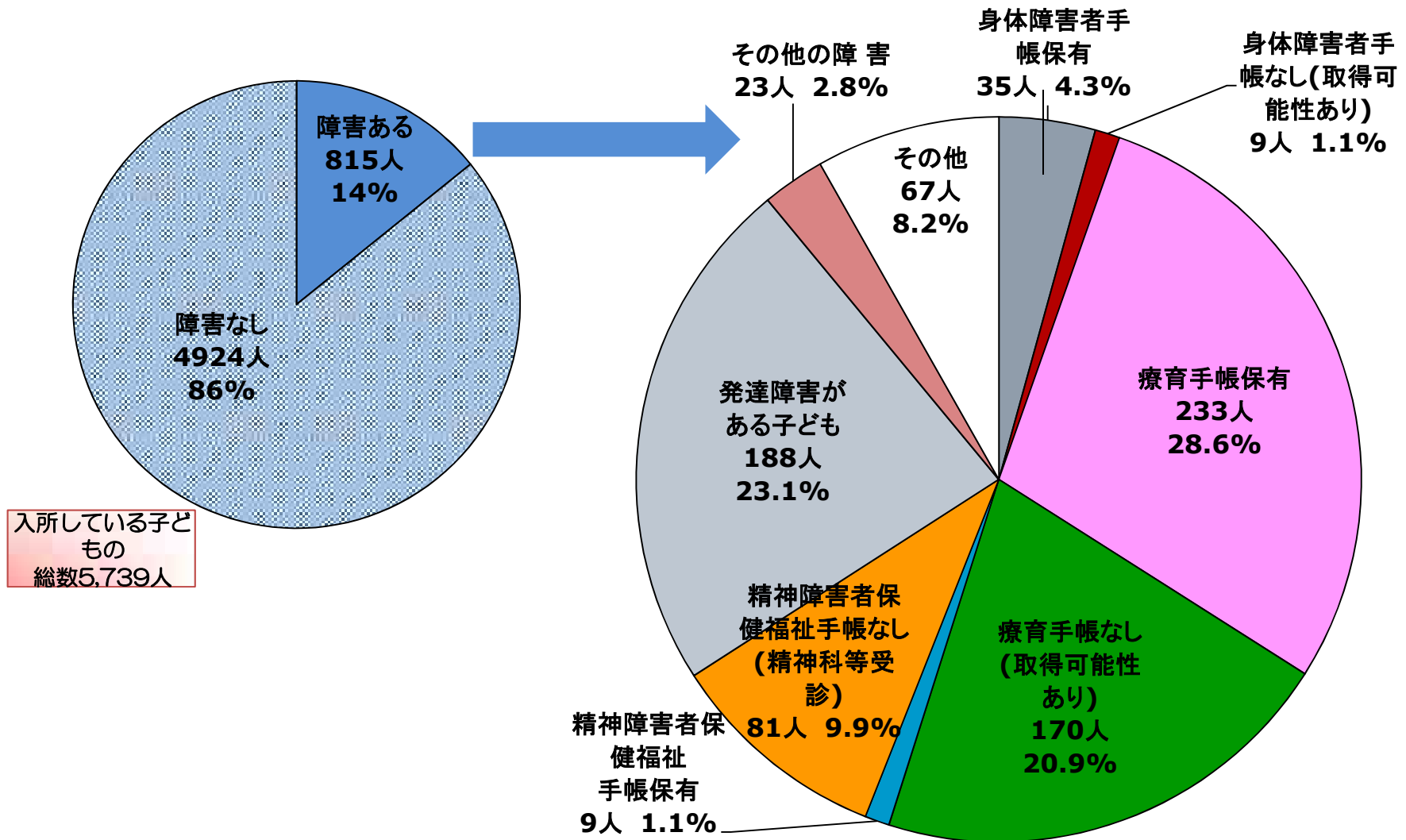
(6) 障害のある母親の入所状況、障害者手帳等の保有状況



出典) 平成24年度全国母子生活支援施設実態調査 / 全母協

3. 母子生活支援施設の利用者の状況

(7) 障害のある子どもの入所状況、障害者手帳等の保有状況



出典)平成24年度全国母子生活支援施設実態調査／全母協

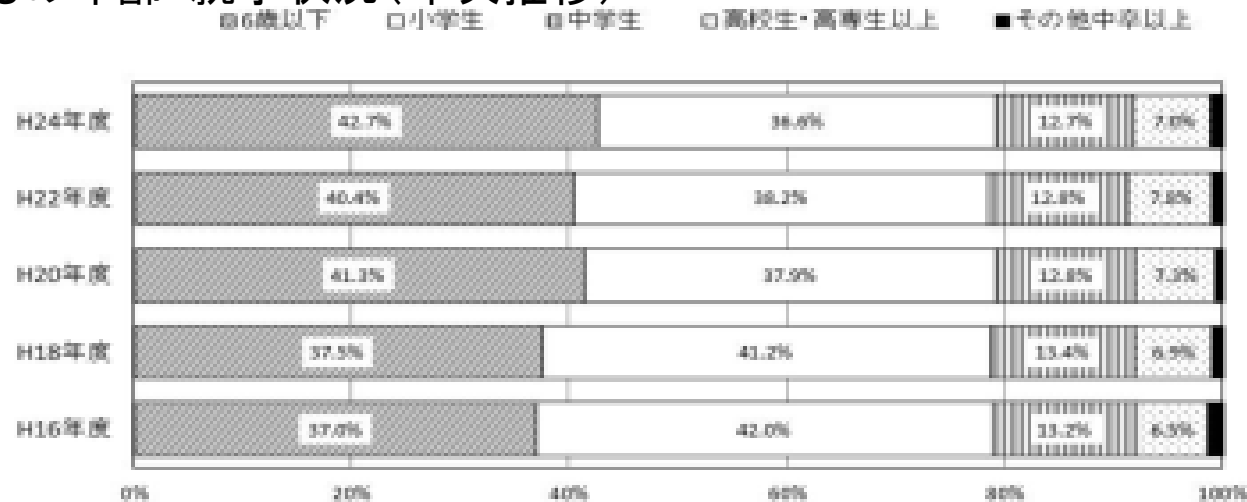
3. 母子生活支援施設の利用者の状況

(8) 入所している子どもの年齢、別居子の有無

○子どもの年齢・就学状況は、「0歳」3.8%(220人)、3歳未満児が17.3%(997人)。これを含む「6歳以下」の未就学児が42.7%(2,449人)と約半数近く。

このほか「小学生」36.6%(2,098人)、「中学生」12.7%(731人)、「高校生・高専生以上」7.0%(402人)など。

■ 子どもの年齢・就学状況(年次推移)



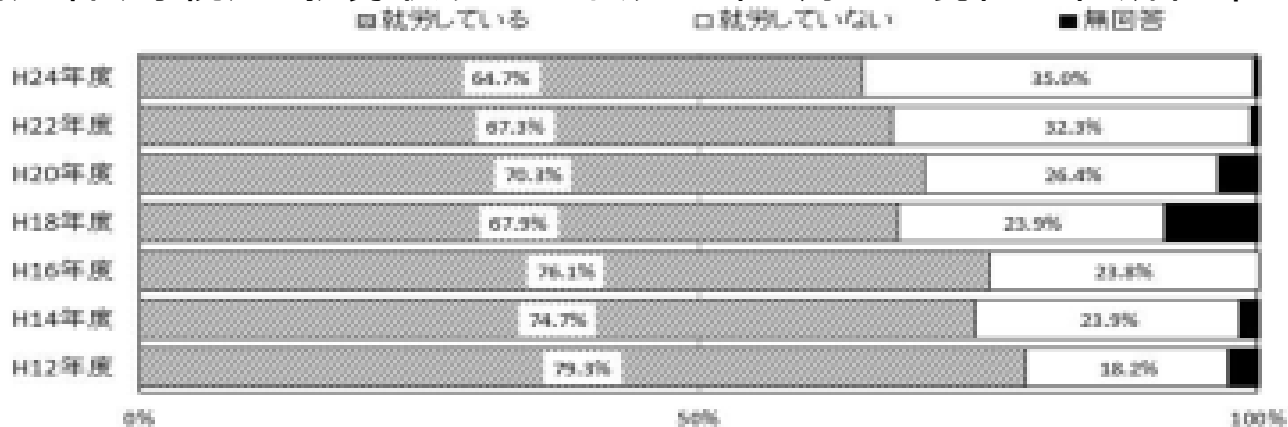
○なお、他の児童福祉施設に入所中の別居子をもつ世帯がいる施設の割合は33.3%(82施設)で、114世帯。

3. 母子生活支援施設の利用者の状況

(9) 母親の就労状況、雇用形態

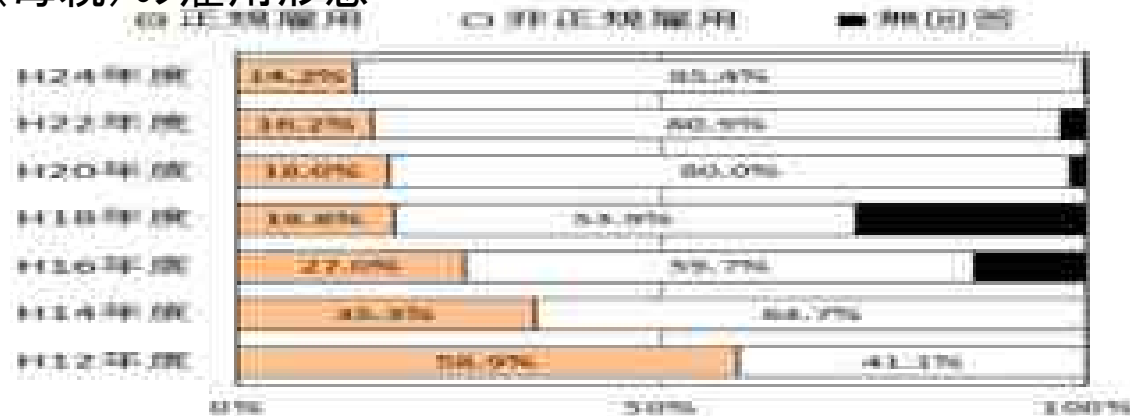
○母親が「就労している」割合は64.7%(2,336人)。

■利用者(母親)の就労状況 ※平成24年4月1日現在の在所世帯



○就労している母親の雇用形態は、「正規雇用」14.2%(331人)、「非正規雇用」85.4%(1,994人)。

■利用者(母親)の雇用形態

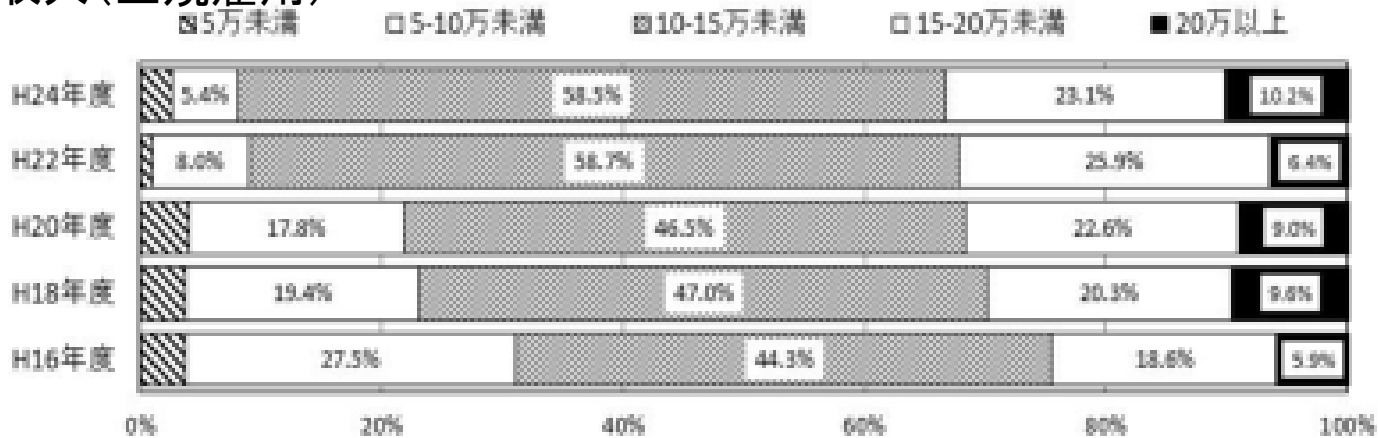


3. 母子生活支援施設の利用者の状況

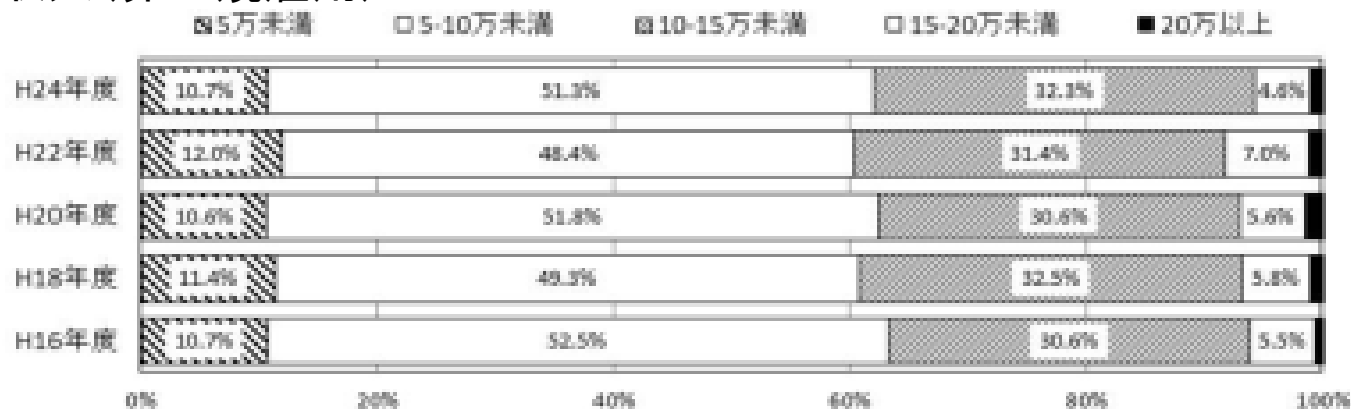
(10) 母親の収入

○収入状況(月収)は正規雇用の場合、「10-15万未満」58.5%(172人)、「15-20万未満」23.1%(68人)、非正規雇用の場合、「5-10万未満」51.3%(935人)、「10-15万未満」32.3%(589人)

■ 収入(正規雇用)



■ 収入(非正規雇用)

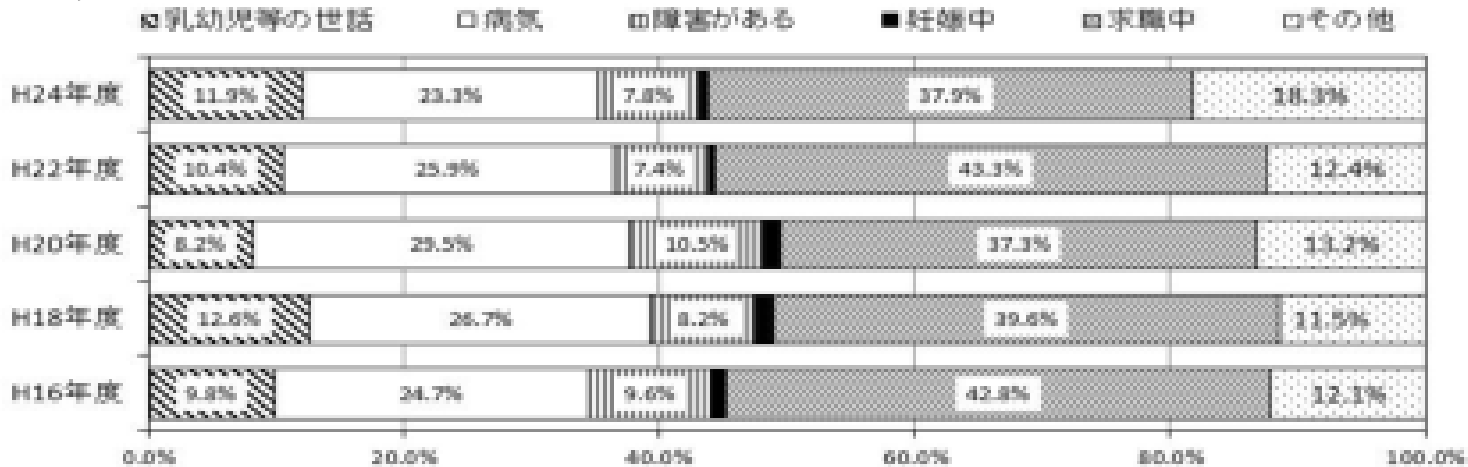


3. 母子生活支援施設の利用者の状況

(11) 生活保護受給状況等

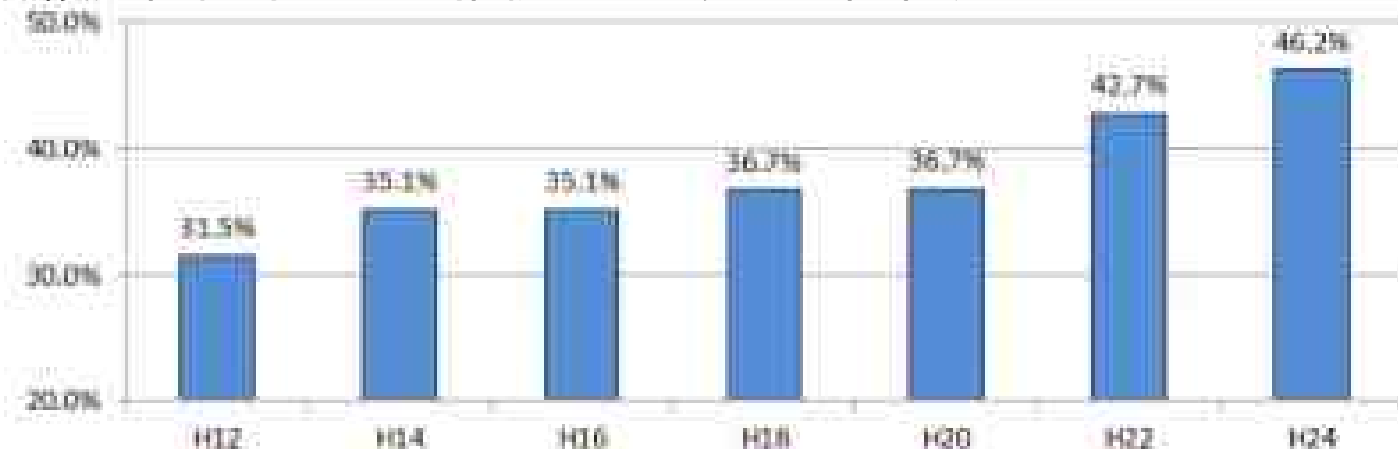
○就労していない理由は、「求職中」が37.9%(479人)、「病気」23.3%(294人)など。

■母親が就労していない理由



○生活保護受給者割合は46.2%(1,667人)。

■生活保護受給者割合(年次推移) ※就労状況問わず

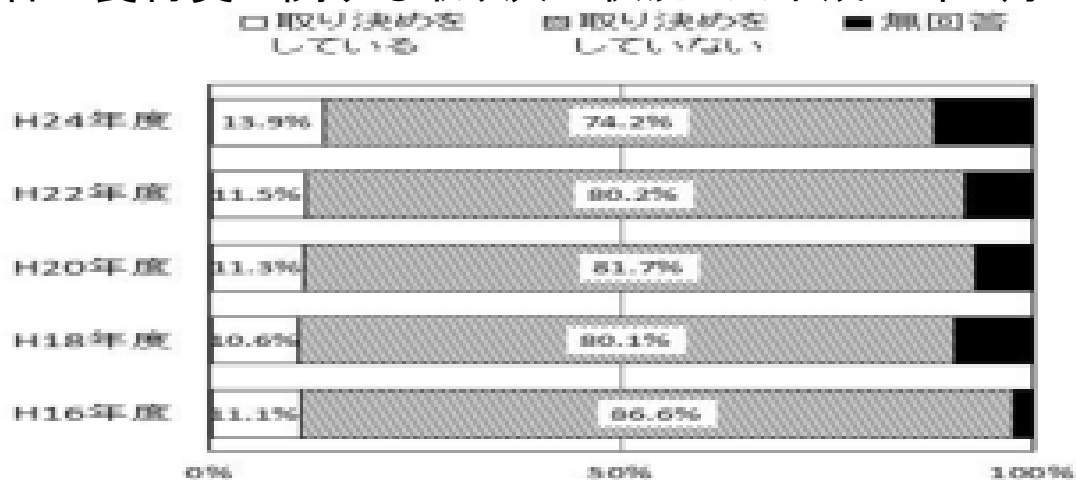


3. 母子生活支援施設の利用者の状況

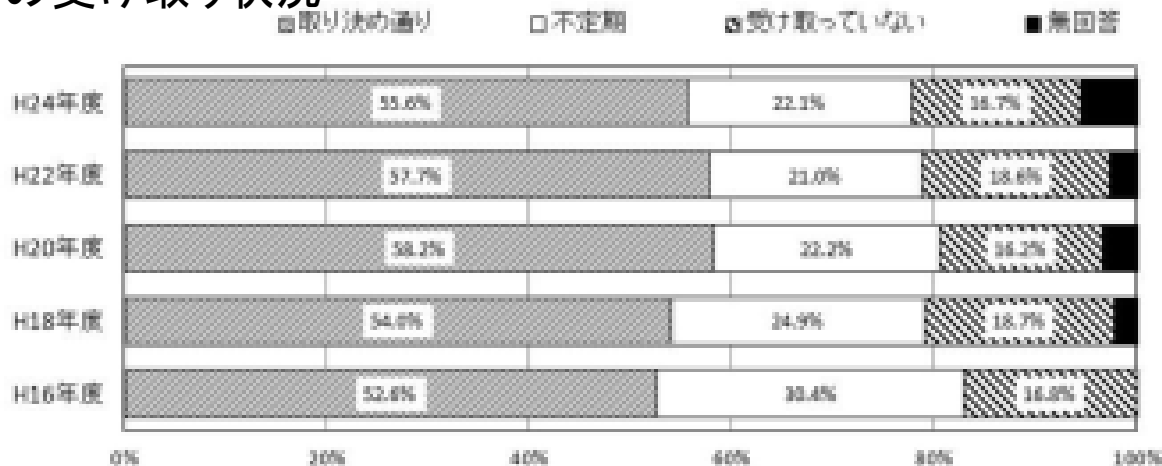
(12) 養育費の状況

○養育費の「受け取りの取り決めをしている」は13.9% (502人)、その内「取り決め通り受け取っている」は約半数の55.6% (279人)。

■入所者の養育費に関する取り決め状況 ※平成24年4月1日現在の在所世帯



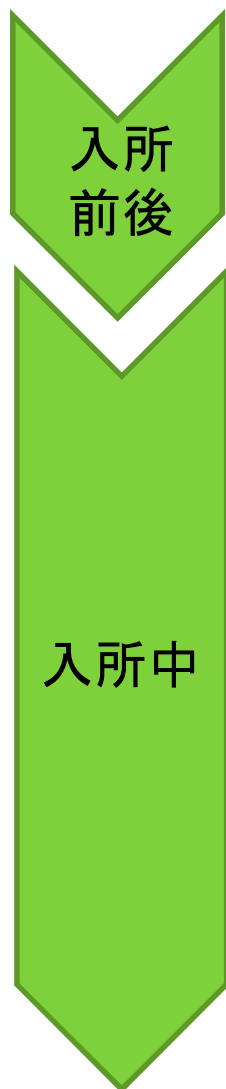
■養育費の受け取り状況



4. 母子生活支援施設における支援

(1) 入所世帯への支援

母親と子どもそれぞれの個別の課題に対して、専門的支援を行う



- 福祉事務所等と連携して、施設や地域等の情報を事前提供
- 子どもの保育所・学校の入所・入学・転校・編入・支援
- 職員、他の入所世帯との人間関係構築の支援
- DV被害者の速やかな受け入れ、安心安全な生活の提供 等

【母親への支援】

- 家庭生活支援
(衣食住の生活スキル向上、健康管理 等)
- 子育て支援
(相談・助言、児童相談書等との連携 等)
- 対人関係支援
- 就労支援
(資格取得、求人開拓、保育、職場との調整 等)

- 補完保育
(早朝、夜間、休日、病時 等)
- 家族関係への支援
(母子、きょうだい、父親、親族等)
- DV被害からの回避・回復
(保護命令等の情報提供、法的手続きの同行、区域外就学調整、心理的ケア 等)

【子どもへの支援】

- 放課後活動
(生活知識、技術の伝達、遊び、行事 等)
- 学習支援
- 進学、就職支援
(学校との連携、奨学金制度等の活用 等)
- 被虐待児、発達障害等の障害児個別支援
(個別に学習・遊び、病院・相談機関等への同行 等)

4. 母子生活支援施設における支援

(2) 退所世帯への支援



- 退所先の関係機関との連携
(行政、医療福祉、ボランティア・NPO団体、母子自立支援員、民生委員児童委員等)
 - 相談支援の継続(電話、来所、訪問)
 - 各種同行支援の継続
 - 学童保育や学習支援、施設行事への招待
- 等

■ 退所決定の理由

(世帯)

退所世帯数	経済的自立度が高まった	日常生活等自立が高まった	子どもの年齢が20歳を超した	希望退所	再婚する	復縁する	住宅事情が改善した	契約期間の満了	その他+無回答
1,694	308	246	50	305	82	95	276	119	213
100.0%	18.2%	14.5%	3.0%	18.0%	4.8%	5.6%	16.3%	7.0%	12.6%

■ 退所後の住まい

(世帯)

退所世帯数	親・親戚との同居	成人した子との同居	配偶者との復縁又は再婚	元配偶者以外との結婚	単独の母子世帯	本人宅	不明	その他+無回答
1,694	140	8	98	76	1,198	22	20	132
100.0%	8.3%	0.5%	5.8%	4.5%	70.7%	1.3%	1.2%	7.8%

4. 母子生活支援施設における支援

(3) 地域の子育て世帯への支援

○ 実施施設、1施設あたり述べ利用人数

ショートステイ(補助あり)	54施設	121人／年
トワイライトステイ(補助あり)	38施設	288人／年
学童保育(補助なし)	34施設	82人／月
電話相談(補助なし)	33施設	34人／月

○ 退所世帯の利用

補助なし事業の利用割合が高い→ニーズにあわせて柔軟に対応

4. 母子生活支援施設における支援

(3) 地域の子育て世帯への支援

■自治体からの補助がある事業

	実施 施設数	利用者	うち退所者数		1施設あたり平均 利用者数
学童保育（地域対象）	19	682※	11	1.6%	36
施設内保育	14	176※	—		13
トワイライトステイ	38	10,925	1,677	15.4%	288
ショートステイ	54	6,528	393	6.0%	121
電話相談事業	16	1,070	404	37.8%	67
保育機能強化事業	10	25※	3	12.0%	3

■自治体からの補助はないが実施している事業

	実施 施設数	利用者	うち退所者数		1施設あたり平均 利用者数
学童保育（地域対象）	34	2,804※	399	14.2%	82
施設内保育	15	166※	33	19.9%	11
トワイライトステイ	3	6	6	100.0%	2
ショートステイ	5	18	16	88.9%	4
電話相談事業	33	1,113	587	52.7%	34

※学童保育、施設内保育、保育機能強化事業は1月あたり
 以外は1年あたり²³

4. 母子生活支援施設における支援

(4) DV被害世帯の緊急一時保護

○ 実施施設 162施設

○ 延べ受け入れ件数 918件

■緊急一時保護委託元

(件数)

受け入れ 総件数	配偶者暴力 相談支援セン ター(婦人相談 所)委託	被虐待児童 一時保護委託	その他 都道府県 単独事業	その他 市単独事業	本人との 直接契約による 利用
926	352	2	54	510	8
100.0%	38.0%	0.2%	5.8%	55.1%	0.8%

5. 今後の課題

- 支援の充実、支援の質の向上、
(倫理綱領の普及、運営指針の活用、第三者評価の受審等)
- 職員体制の充実
(世帯数に応じてきめ細やかな支援が行き届くような処遇職員の充実等)
- 施設利用の拡大
(広域利用、世帯の状況に応じた入所期間等)
- 地域格差のない制度へ
(施設数の増)



全母協

「母と子の権利擁護と生活の拠点をめざして」
～全国母子生活支援施設協議会です～

ひとり親家庭への支援施策の 在り方について

母子自立支援員の立場から

平成25年6月25日
全国母子自立支援員連絡協議会

ひとり親家庭への支援に関する提言

- 1 母子自立支援員の体制強化
- 2 必要な人が利用できる施策
- 3 父子家庭への支援拡充

1 母子自立支援員の体制強化

様々な問題を抱えたひとり親家庭への相談に対応するため幅広い知識、専門性、見識が必要とされる

(例) 離婚前の相談、DV、就労、経済的困窮、貸付、虐待、養育費、面会交流、子どもの不登校、発達障害、国際結婚、資格取得、心身の病気、家族の看護・介護

① 研修の必要性

専門性を確保し、知識・経験が蓄積される
環境が必要

母子自立支援員が県協議会、地区ブロック協議会、全国連絡協議会に所属することで系統的、効率的に知識・専門性を共有し、ネットワークを強化できる

② 安定した雇用の確保

長期にわたるひとり親家庭への支援に対応するためには、母子自立支援員の安定した雇用環境が必要

《現状》 自治体によっては窓口要員として配置、旅費が支給されず研修が受けられないなど専門性が理解されていない

③ 事務の効率化

◎ 就業支援

母子自立支援プログラム策定

- 相談者の課題、自立を阻害する要因を明らかにする
- 相談者の納得のもと支援方針を立てることができる
- ハローワークなど関係機関との連絡の際本人の状況がわかりやすい

《 課 題 》

- 作成に時間を要する
- 閉庁後作成せざるを得ない
- 関係機関との連携に日数を要し迅速な支援ができない

2 必要な人が利用できる施策

- ① 母子家庭等日常生活支援事業
必要な時に利用できない

《現 状》

未実施の自治体

家庭生活支援員不足

② 保育所の優先入所

《現状》 地域によっては入所させられない

③ 母子生活支援施設

《現状》 施設によって格差があり、利用しづらい施設もある

※ 公営住宅に入居できない人、子どもを保育所に入所されられず就労できない人が入所することで自立の足がかりになる

④ マザーズハローワーク 母子家庭等就業・自立支援センター

転職支援のための資格取得講座、僻地向けの
事業が望まれる

⑤ 母子寡婦福祉資金 就職支度資金

地方では自動車運転免許取得、自動車購入は就労
のために必要

⑥ 児童扶養手当制度

公的年金(遺族年金、老齢年金)の額が児童扶養手当額以下の者について差額を支給することにより経済的に支援してほしい

3 父子家庭への支援拡充

① 高等技能訓練促進費事業

当初予算による事業として安定した事業となった

支給期限(2年)を超えた年度を母子寡婦福祉資金貸付により支援→父子家庭も利用できるように要請

② 修学資金等の貸付

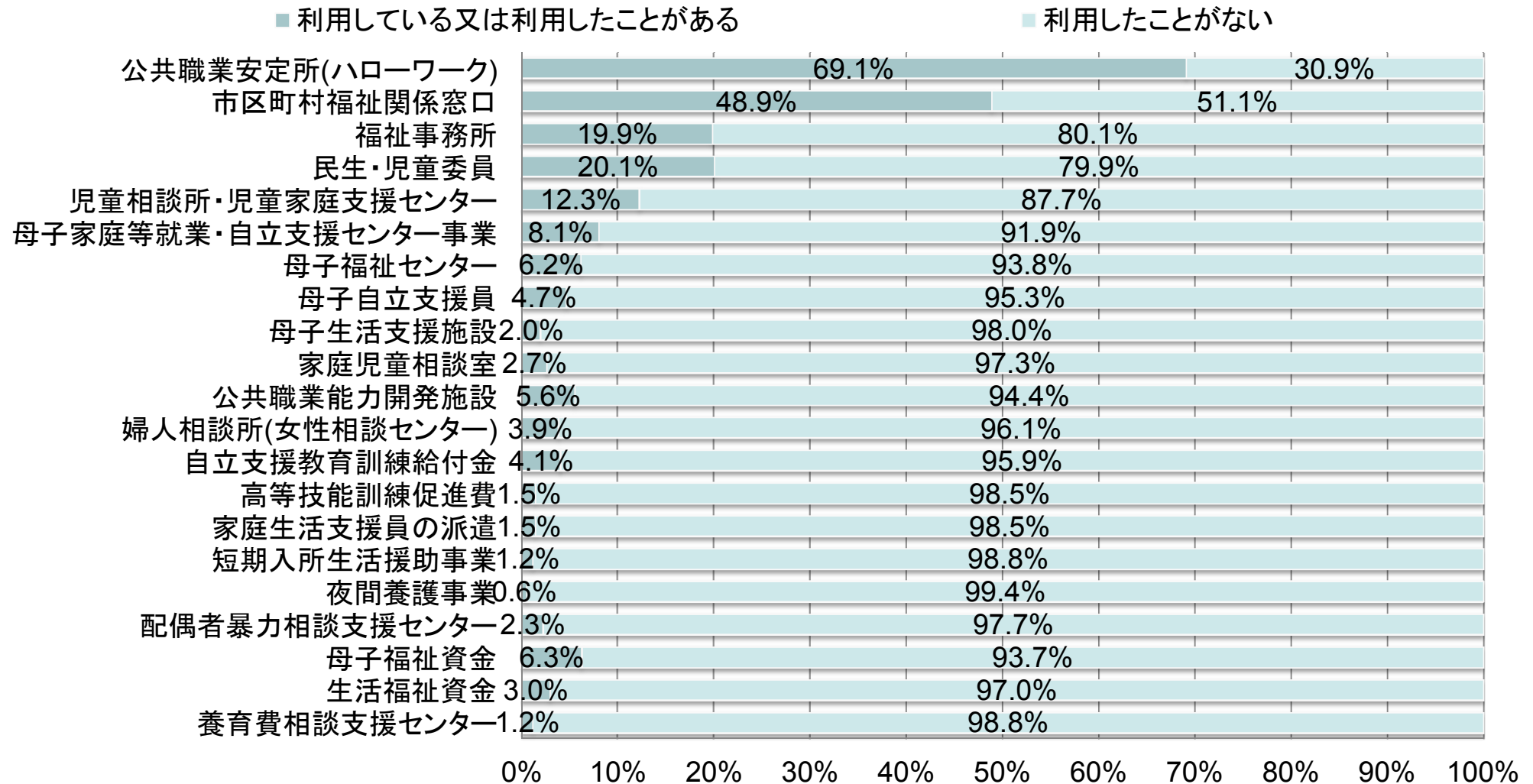
《現状》 社会福祉協議会の生活福祉資金
を紹介する
⇒ 相談・支援の関係が断たれる

※ 継続的に父子家庭を支援し子どもの養育・
進学等の相談に応じる手がかりとなる

前回までの指摘事項等について

母子世帯における公的制度等の利用状況

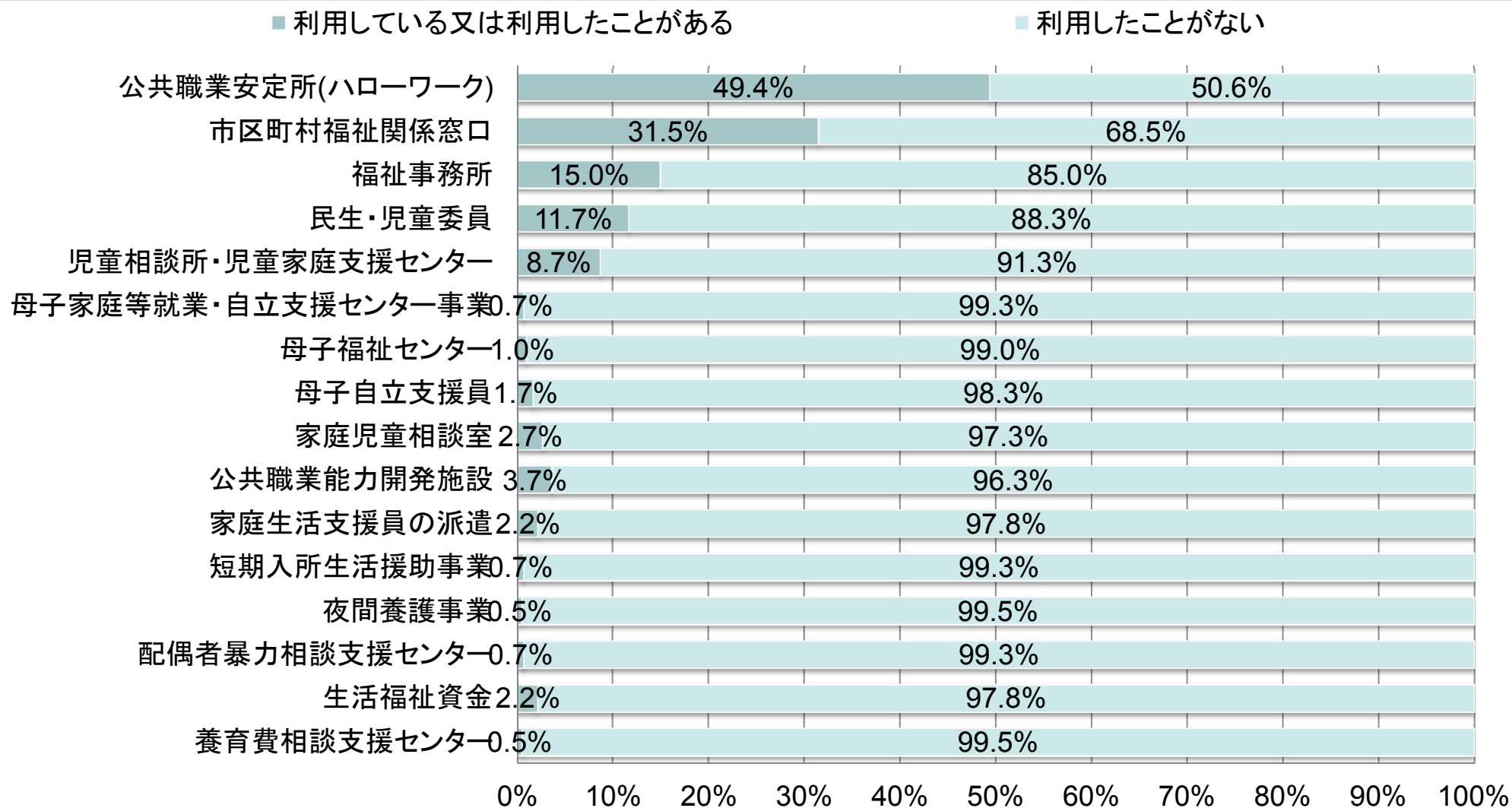
○ 母子世帯における公的制度等の利用状況については、「公共職業安定所(ハローワーク)」、「市区町村福祉関係窓口」の利用が比較的多い一方、他のひとり親家庭支援施策を利用している割合は低調。



(出典)平成23年度 全国母子世帯等調査

父子世帯における公的制度等の利用状況

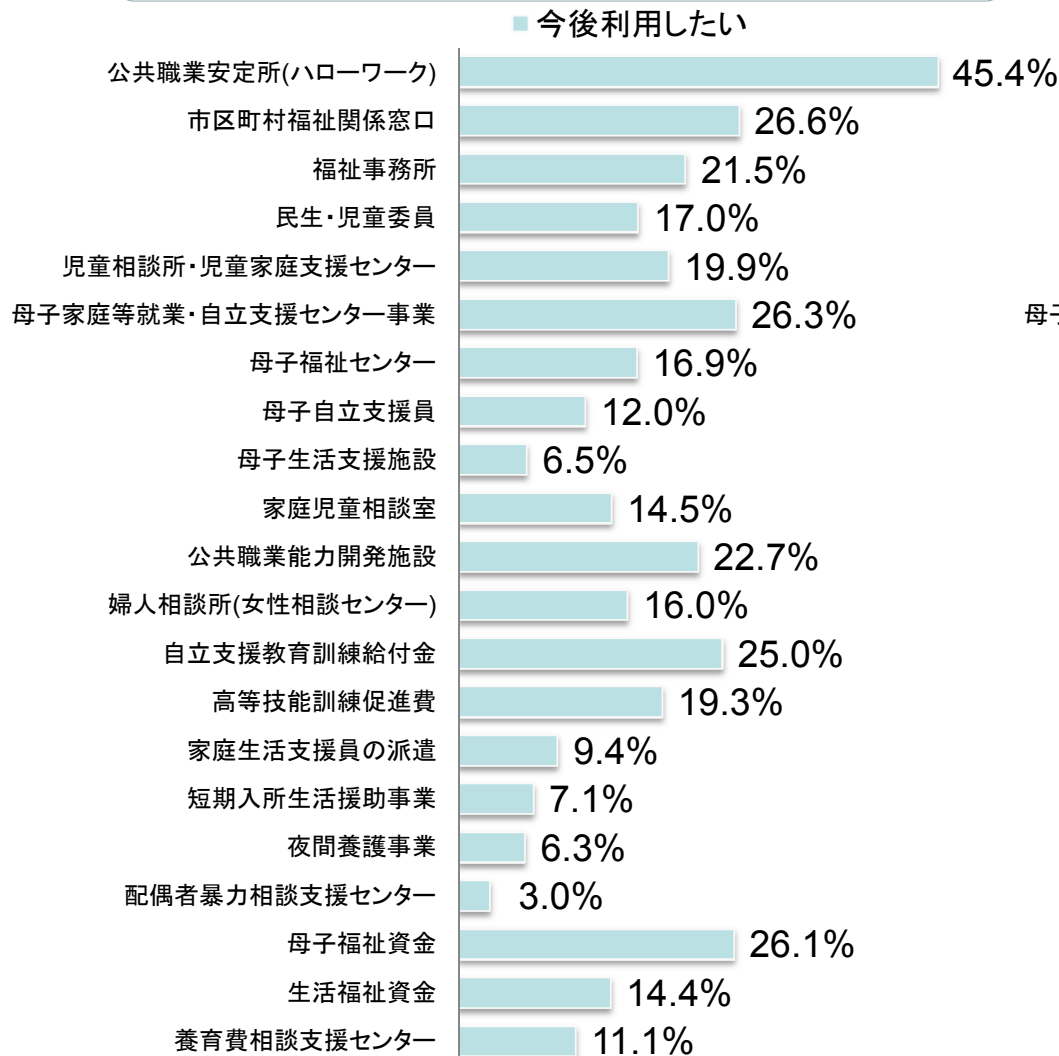
○ 父子世帯における公的制度等の利用状況については、「公共職業安定所(ハローワーク)」、「市区町村福祉関係窓口」の利用が比較的多い一方、他のひとり親家庭支援施策を利用している割合は低調。



(出典)平成23年度 全国母子世帯等調査

母子世帯における公的制度等の利用希望

○ 母子世帯の公的制度等の利用希望については、利用したことのない者のうち、「今後利用したい」としたものの割合は、制度等によりばらつきがある。

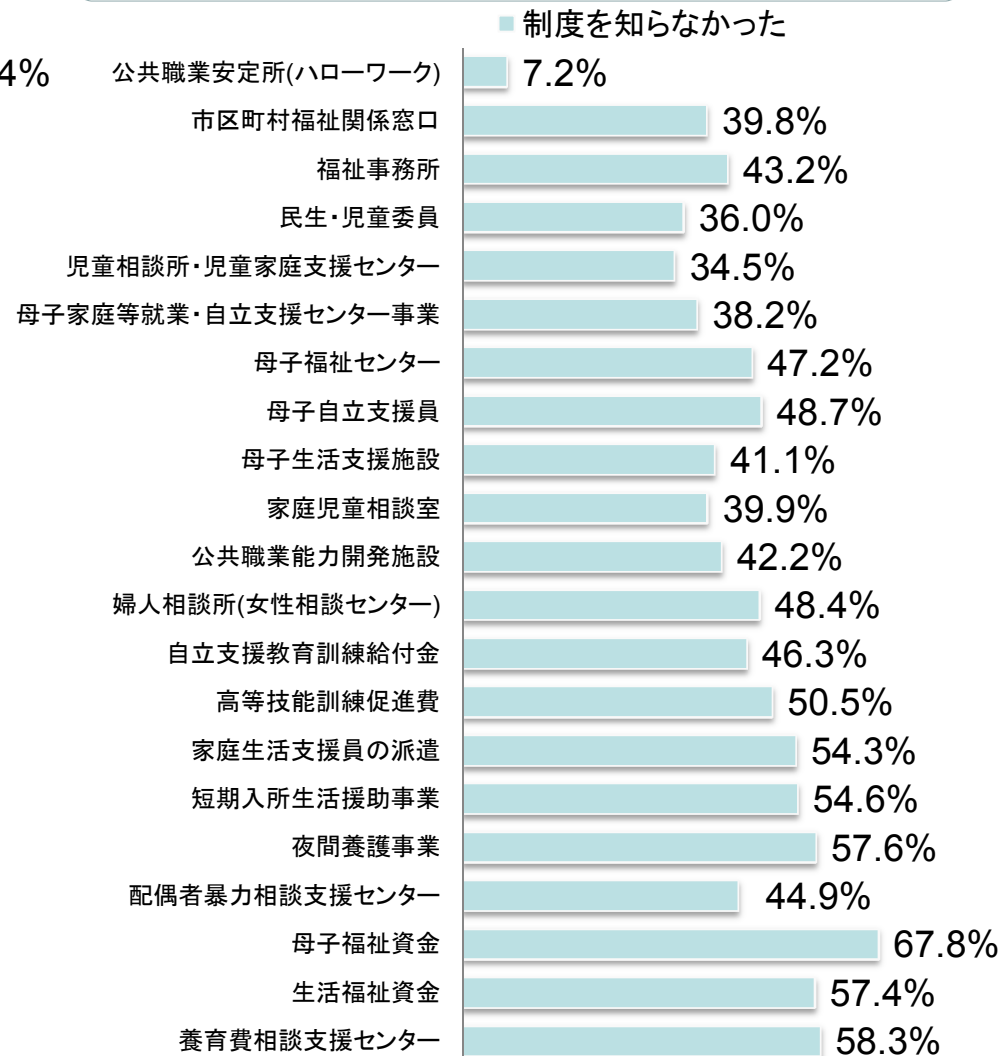


※ 「利用したことがない」と答えたもののうち、「今後利用したい」と答えたものの割合

(出典)平成23年度 全国母子世帯等調査

母子世帯における公的制度等の周知状況

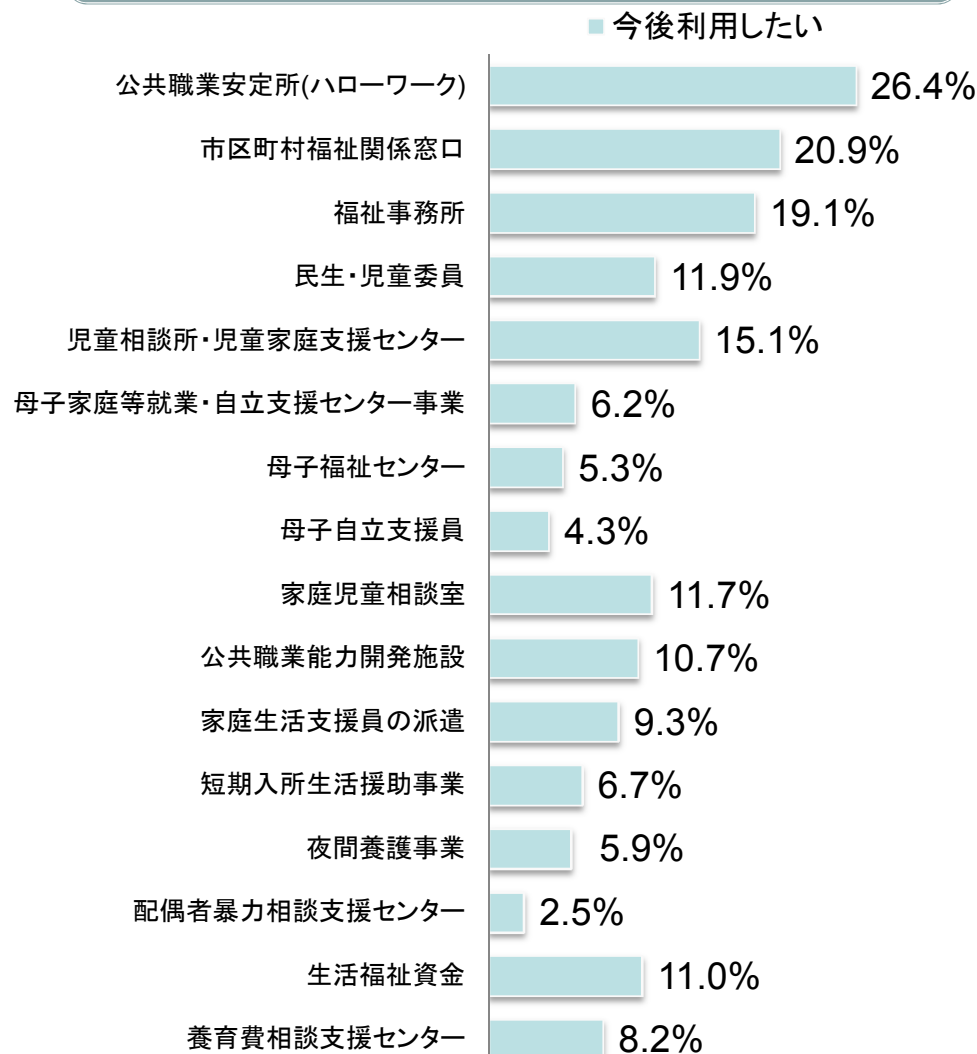
○ 母子世帯の公的制度等の周知状況については、利用したことのない者のうち、「制度を知らなかった」としたものは、制度等によっては5割を超えるものもあり、ひとり親家庭支援施策の認知度は高くなく、更なる周知が必要。



※ 「利用したことがない」と答えたもののうち、「制度を知らなかった」と答えたものの割合

父子世帯における公的制度等の利用希望

○ 父子世帯の公的制度等の利用希望については、利用したことのない者のうち、「今後利用したい」としたものの割合は、制度等によりばらつきがある。

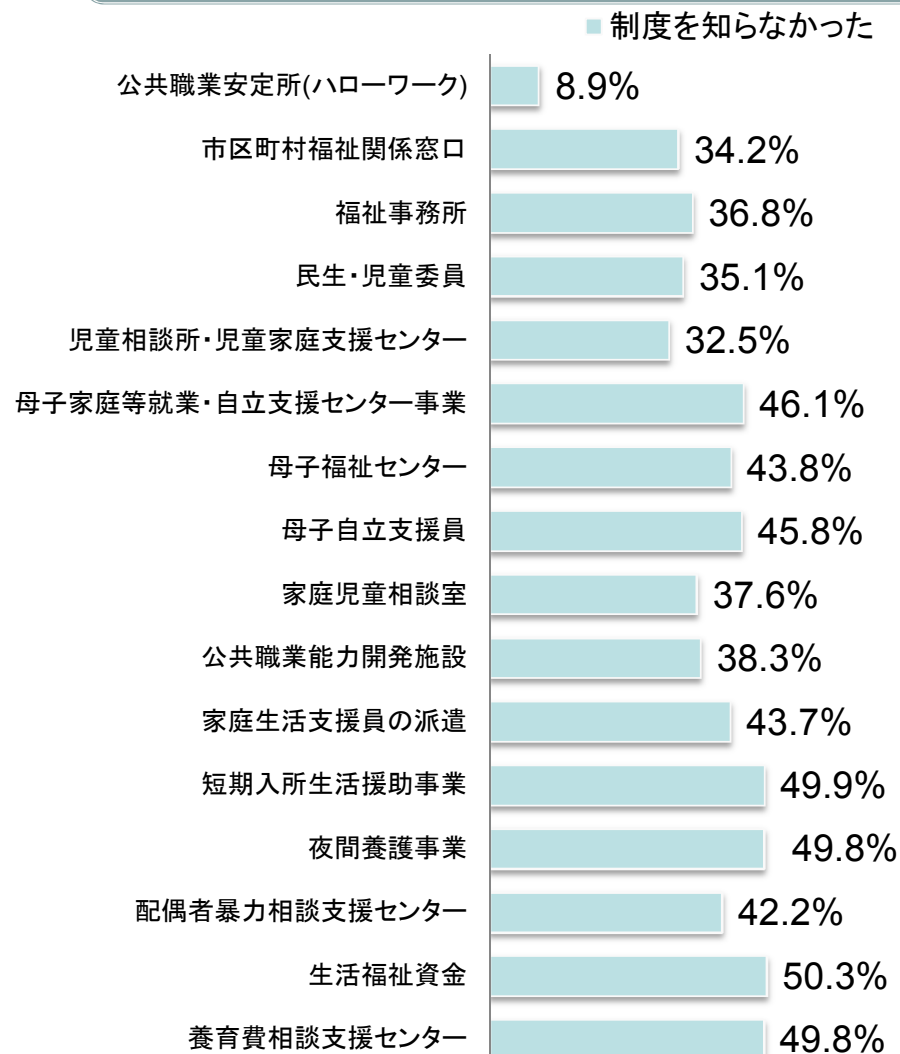


※ 「利用したことがない」と答えたもののうち、「今後利用したい」と答えたものの割合

(出典)平成23年度 全国母子世帯等調査

父子世帯における公的制度等の周知状況

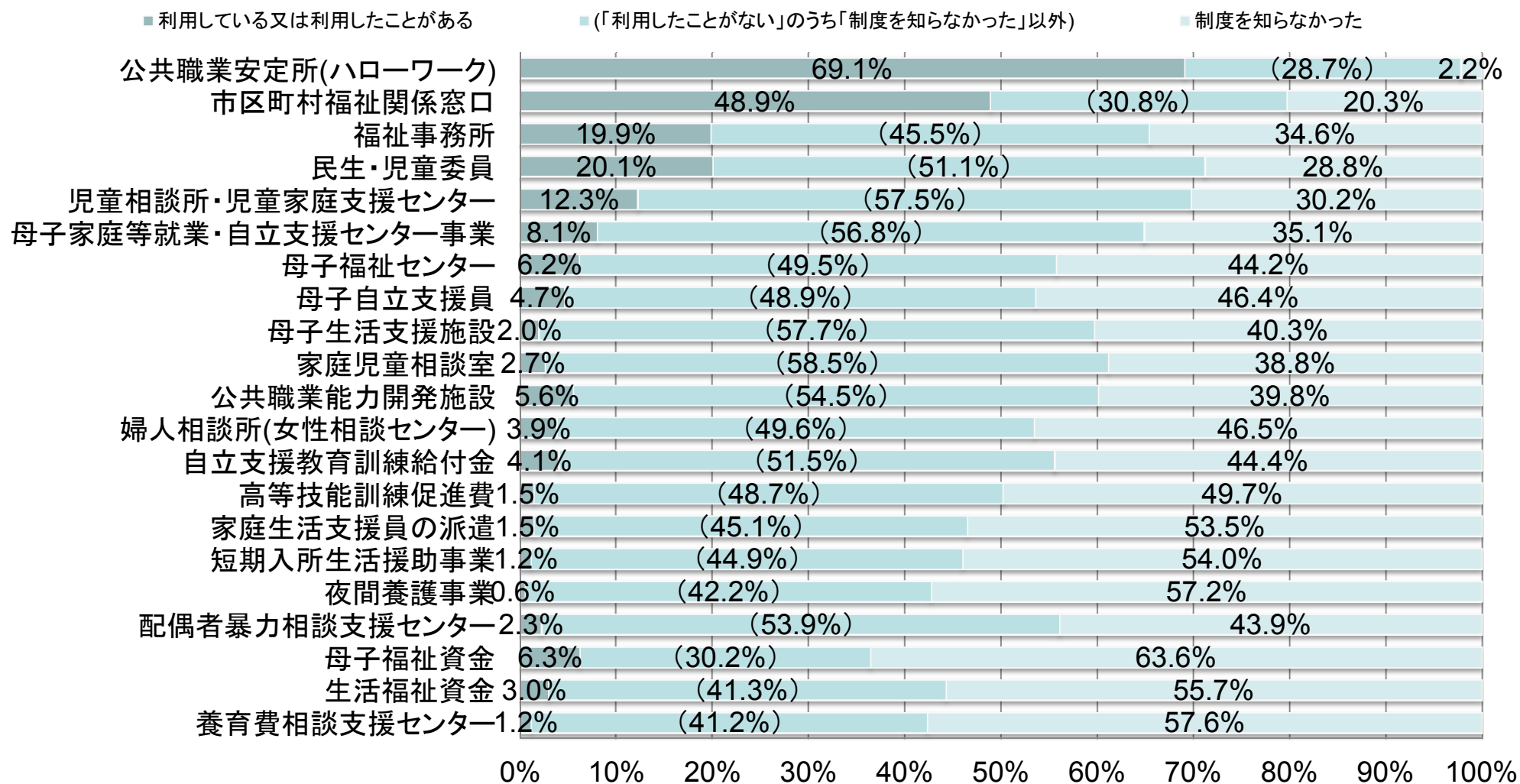
○ 父子世帯の公的制度等の周知状況については、利用したことのない者のうち、「制度を知らなかった」としたものは、制度等によっては5割程度のものもあり、ひとり親家庭支援施策の認知度は高くなく、更なる周知が必要。



※ 「利用したことがない」と答えたもののうち、「制度を知らなかった」と答えたものの割合

母子世帯における公的制度等の利用・周知状況

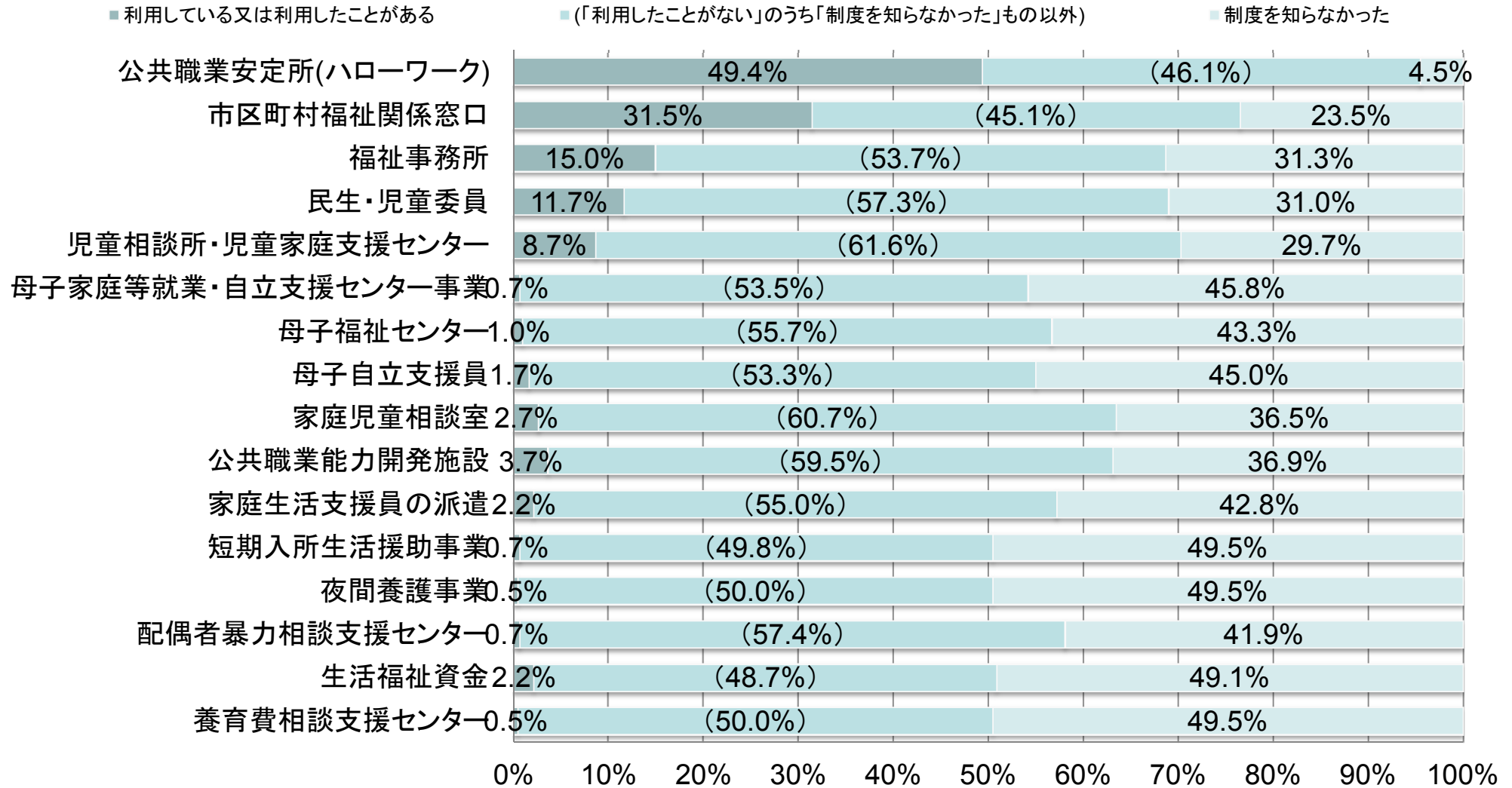
○ 母子世帯の公的制度等の周知状況については、全体に占める「制度を知らなかった」の割合が「公共職業安定所(ハローワーク)」などは比較的低い一方、他のひとり親家庭支援施策については3割～6割程度であり、認知度は高くないことから、更なる周知と利用促進が必要。



(出典)平成23年度 全国母子世帯等調査

父子世帯における公的制度等の利用・周知状況

○ 父子世帯の公的制度等の周知状況については、全体に占める「制度を知らなかった」の割合が「公共職業安定所(ハローワーク)」などは比較的低い一方、他のひとり親家庭支援施策については4割から5割程度であり、認知度は高くないことから、更なる周知と利用促進が必要。



(出典)平成23年度 全国母子世帯等調査

児童扶養手当受給者等を要件とするひとり親支援施策について

国の事業等

(家庭福祉課調べ)

要件		事業名
「児童扶養手当受給者」が要件		<ul style="list-style-type: none"> ・母子自立支援プログラム策定等事業 ・生活保護受給者等就労自立促進事業(ハローワークの事業) ・非課税貯蓄制度(母のみ)(税制)
児童扶養手当と同水準の所得制限	本人の所得制限及び扶養義務者等の所得制限	—
	本人の所得制限のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付金事業 ・高等技能訓練促進費
上記を要件としていない		<ul style="list-style-type: none"> ・母子寡婦福祉資金貸付金 ・母子家庭等就業・自立支援センターの支援メニュー ・ひとり親家庭生活支援事業 ・母子家庭等日常生活支援事業 ・保育所優先入所、放課後児童クラブ優先入所(法令等で特別の配慮等を規定) ・就学援助制度(市町村教育委員会が、生活保護法の要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者とされており、「児童扶養手当受給者」を要件の1つとしている市もある。) ・公営住宅の優先入居(法令等で特別の配慮等を規定) <p style="text-align: right;">等</p>

※JRの通勤定期特別割引、ゆうちょ銀行のニュー福祉定期貯金は、「児童扶養手当受給者」を要件としている。

地方自治体独自の事業

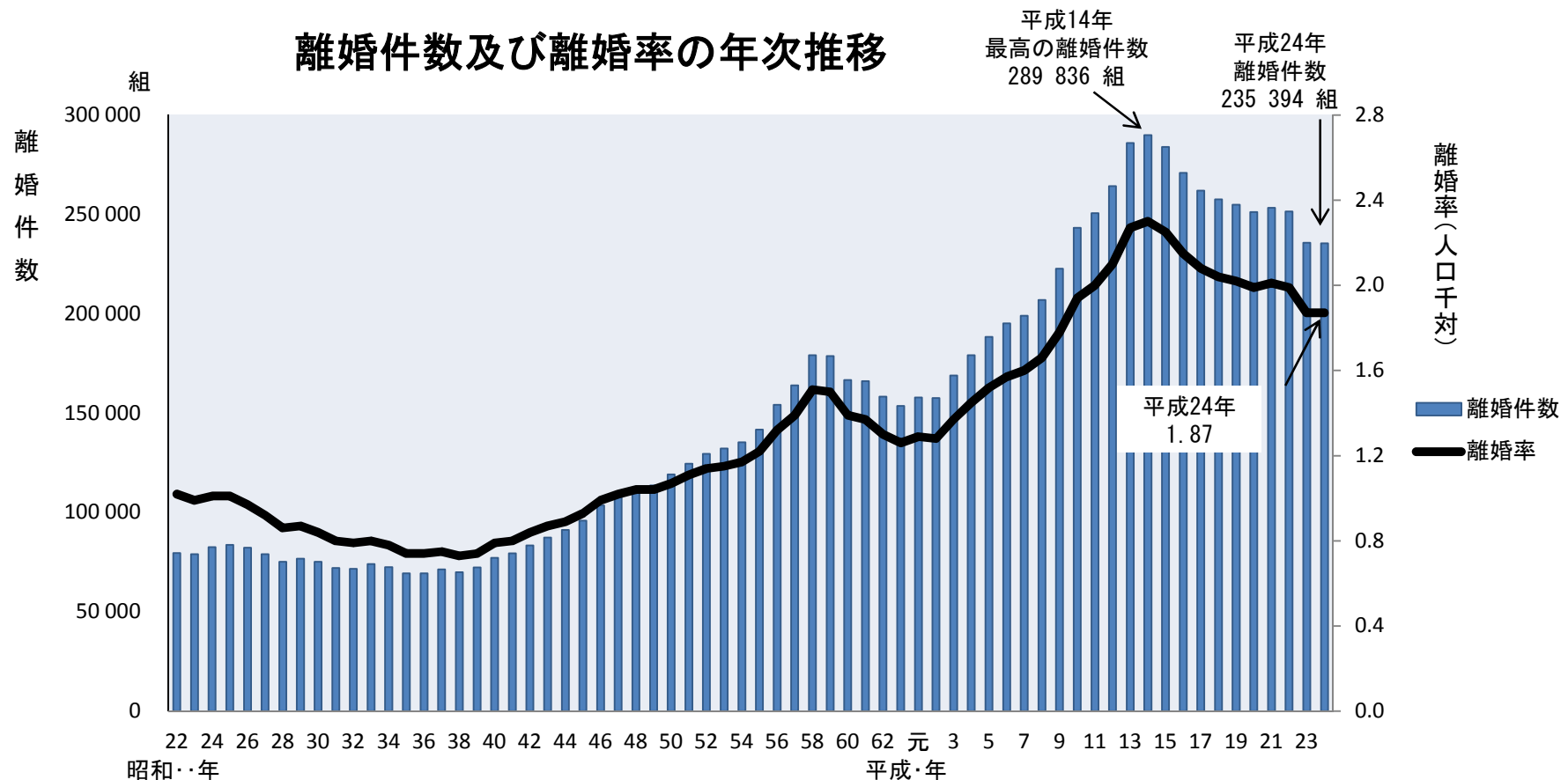
【山形県・山形市、埼玉県・戸田市、静岡県・浜松市の例】

(家庭福祉課調べ)

要件		山形県・山形市	埼玉県・戸田市	静岡県・浜松市
児童扶養手当受給者が要件		—	—	【浜松市】 ・ <u>ひとり親家庭等自立支援手当</u> (ひとり親家庭となってから3年未満の場合に、2人目につき月額5千円、3人目以降につき月額7千円を支給) 【静岡県】 ・ <u>ひとり親家庭子育てサポート事業</u> (各種保育サービスの利用料金を助成)
児童扶養手当と同水準の所得制限	本人の所得制限及び扶養義務者等の所得制限	—	【埼玉県・戸田市】 ・ <u>ひとり親家庭等医療費助成</u>	—
	本人の所得制限のみ	—	—	—
上記を要件としていない		【山形県】 ・ <u>ひとり親家庭学習塾運営事業</u> ・ <u>シングルファザー交流支援事業</u> 【山形県、山形市】 ・ <u>ひとり親家庭等医療給付制度</u> [所得税非課税世帯] 【山形市】 ・ <u>健やか教育手当</u> [市民税所得割非課税世帯](義務教育中の児童のひとり親等へ児童1人につき月額2,5千円(両親なしの場合は月額4千円)を支給) ・ <u>ごみ袋の支給事業</u> [市県民税非課税世帯]	【埼玉県】 ・ <u>ひとり親家庭児童就学支度金</u> [市民税非課税世帯](中学校入学時に児童1人につき1万円の支度金を支給) 【戸田市】 ・ <u>遺児手当</u> [児童手当に準じた所得制限](遺児の養育者に児童1人につき月額6千円を支給) ・ <u>ひとり親世帯民間賃貸住宅家賃差額助成事業</u> [市県民税所得割非課税世帯](取壊し等により民間賃貸住宅を転居した場合、転居前の家賃との差額を助成) ・ <u>高齢者等民間賃貸住宅入居支援事業</u> [市県民税非課税世帯](入居時に債務保証制度を利用した場合、保証料の一部を助成)	【静岡県】 ・ <u>シングルパパ・ママ応援フェアの開催</u> (ひとり親支援に積極的な企業の紹介や相談会を企業等と連携して実施) 【静岡県、浜松市】 ・ <u>母子家庭等医療費助成事業</u> [所得税非課税世帯] 【浜松市】 ・ <u>遺児・交通遺児手当</u> [所得制限有り](遺児等1人につき月額1万円、その他新入学時等に援護金を支給)

離婚件数の年次推移

- 平成24年の離婚件数は23万5394組で、前年の23万5719組より325組減少した。離婚件数は昭和39年以降毎年増加し、昭和46年には10万組を超え、その後も増加を続けたが、昭和58年をピークに減少に転じ、平成3年から再び増加した。平成15年以降、平成21年を除き、減少している。離婚率(人口千対)は1.87で、前年と同率であった。



(出典)平成24年人口動態統計月報年計(概数)